

第2編 災害予防計画

第1章 建造物・公共施設等安全確保計画

第1節 総則

地震による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、府が行う地震防災対策特別措置法第2条の規定に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の策定及び公共施設等耐震化事業の活用により、予想される地震動、液状化危険度などを考慮した公共施設等の耐震化、防災基盤の整備等を促進し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

第2節 建築物等の震災対策計画

第1 計画の方針

- 1 とりまとめ責任担当部 (建設部)
- 2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめることを目標として、以下の4点を重点に建築物の震災対策計画を進める。

- (1) 防災上重要な建築物の地震災害予防
- (2) 建築物等に対する耐震・防災上の指導等
- (3) 地震被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定実施体制の整備
- (4) 応急仮設住宅等供給体制の整備

第2 計画の内容

1 建築物の耐震性の向上促進

計画名	計画のあらまし
京丹後市建築物耐震改修促進計画（平成29年8月）	☐ 住宅、市有建築物等のうち旧耐震設計基準で建築され、現行の新耐震設計基準を満たしていない既存耐震不適格建築物についての耐震診断・耐震改修 ☐ 耐震診断・耐震改修の進行管理

2 防災上重要な建築物の地震災害予防

計画名	計画のあらまし
市庁舎及び各種応急対策活動拠点となる学校等市有建物の災害予防対策	☐ 既存建築物の計画的な耐震診断・改修の推進（特に既存耐震不適格建築物） ☐ 非構造部材を含む耐震対策等を行い、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保 ☐ 非常用電源、飲料水備蓄等バックアップ設備整備、防災設備の充実 ☐ 配管設備類の固定化、敷地内の排水施設及び擁壁等の整備 ☐ 段差部のスロープ化など要配慮者に配慮した施設、設備の整備 ☐ 施設の維持管理のための台帳、図面、手引きの整備 ☐ 代替エネルギーシステムの活用を含め中長期の停電に対応できる非常用電源設備（自家発電設備等）の整備 ☐ 非常用電源設備の設置場所の検討、稼働持続時間の把握、燃料確保体制の整備

計画名	計画のあらまし
医療救護、避難施設となる建築物、社会福祉施設等の災害予防対策	☐ 市庁舎及び各種応急対策活動拠点となる市有建物に準ずる整備 ☐ 代替エネルギーシステムの活用を含め中長期の停電に対応できる非常用電源設備（自家発電設備等）の整備 ☐ 非常用電源設備の設置場所の検討、稼働持続時間の把握、燃料確保体制の整備
公共施設等の防災拠点としての位置づけ	☐ 公共施設等の地理的条件、保有機能等の把握 ☐ 現在防災拠点としての位置づけのない公共施設等について、防災拠点としての位置づけの検討

3 建築物等に対する耐震・防災上の指導等

計画名	計画のあらまし
（防災査察が特定建築物だけではない場合） ホテル等不特定多数の者が利用する特定建築物の安全確保 （防災査察が特定建築物のみの場合） ホテル等特定建築物の安全確保	☐ 既存耐震不適格建築物に対する耐震診断・耐震改修の促進 ☐ 防災査察の実施及び結果に基づく指導、助言
建築物の安全化	☐ 市及び施設管理者による建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の安全点検の実施、危険なブロック塀の撤去又は改修、エレベーターにおける閉じ込め防止等の啓発 ☐ 中高層ビルにおける長周期地震動対策の啓発
緊急輸送道路沿道建築物	☐ 府と連携した、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の推進 ☐ 対象建築物 ☐ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工し、地震時に緊急輸送道路を閉塞するおそれがある建築物（通行障害既存耐震不適格建築物）
建築物等の安全確保	☐ 耐震診断・改修等地震災害防止対策の必要の啓発、促進（特に既存耐震不適格住宅） ☐ 府と連携して建築基準法上危険なブロック塀の除却を啓発 ☐ 吊り天井、外壁材等の非構造部材の落下による被害を防止するため、所有者に対し落下防止対策の重要性について、ホームページ等で啓発
宅地防災対策の実施	☐ 府が実施する都市計画法に基づく規制、技術的指導の実施への協力 ☐ 府等関係機関との連携による災害警戒期におけるパトロールの実施
液状化危険性を考慮した防災対策の確立	☐ 液状化ハザードマップ等により液状化危険地域を周知する。

4 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定実施体制の整備

計画名	計画のあらまし
判定士の確保、養成の促進等	☐ 市職員、市内の建築士、砂防関係OBの講習会受講促進 ☐ 緊急連絡要領の整備、関係団体・事業所等との応援協力協定の締結

5 応急仮設住宅等供給体制の整備

計画名	計画のあらまし
オープンスペース台帳等の策定	☐ オープンスペース台帳作成（仮設住宅用地、資材置き場用地等） ☐ 入居までの一時待機用住宅として利用可能な施設台帳の作成

計画名	計画のあらまし
近隣市町、民間事業者等との 応援・協力体制整備	☐ 相互応援協定の締結及び非常時要領の作成（近隣市町） ☐ 協力協定の締結（建設業者、資材業者、土木業者、運送事業者及びホテル・旅館業者等）

第3節 通信施設・電気施設防災計画

第1 計画の方針

1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ）

2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても通信施設・電気施設の機能支障を最小限にとどめ、速やかな災害復旧を確保することを目標として、以下の2点を重点に各事業所が必要な整備を行う。

(1)施設の耐災害性強化

(2)災害予防のためのソフト環境整備

第2 計画の内容

1 施設の耐災害性強化

計画名	計画のあらまし
西日本電信電話株式会社の設備面の災害予防	☐ 要注意箇所における通信建物及び電気通信設備等の耐震補強、耐火対策 ☐ 電気通信設備等の耐火構造化 ☐ バックアップ対策 ☐ 災害対策用機器の配備
移動通信事業者の設備面の災害予防	☐ 西日本電信電話株式会社に準ずる整備
関西電力送配電株式会社の設備面の災害予防	☐ 要注意箇所における電力設備の耐震補強等安全対策 ☐ 漏電出火対策 ☐ 電力の安定供給（電力各社間の供給応援体制）

2 災害予防のためのソフト環境整備

計画名	計画のあらまし
西日本電信電話株式会社の災害予防のためのソフト環境整備	☐ 防災準備体制の整備 ☐ 防災教育及び防災訓練の実施 ☐ 災害対策用資機材等の確保 ☐ 災害対策用資材置場等の確保 ☐ 災害時広報活動の迅速な実施のための事前準備 ☐ 広域応援体制の整備 ☐ 災害用伝言ダイヤル（171）の活用、充実
移動通信事業者の災害予防のためのソフト環境整備	☐ 西日本電信電話株式会社に準ずる整備

計画名	計画のあらまし
関西電力送配電株式会社の災害予防のためのソフト環境整備	☐ 電力の安定供給のための送・配電設備 24 時間監視体制 ☐ 防災訓練の実施 ☐ 定期的な巡視点検の実施 ☐ 災害対策用資機材等の確保及び整備点検 ☐ 災害復旧用施設及び設備の整備 ☐ 災害時広報活動の迅速な実施のための事前準備 ☐ 各電力会社、関連工事会社との応援協力体制整備 ☐ 「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づく事前対策の検討や市との連携強化

第4節 ガス施設防災計画

第1 計画の方針

1 とりまとめ責任担当部 (総務部)

2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、ガス施設における災害発生の未然防止はもちろん、施設・設備被災による機能支障を最小限にとどめ、速やかな災害復旧を確保することを目標として、以下の2点を重点に必要な整備を行うよう、府消防保安課、消防本部・署、警察署等関係機関と連携・協力し促進する。

(1) 施設の耐災害性強化

(2) 災害予防のためのソフト環境整備

※ 市内の多くは、L P ガス利用地域であるが、峰山町、大宮町、網野町、弥栄町、丹後町、久美浜町のそれぞれ一部地区については、全国農業協同組合連合会(全農)をガス事業者としてガス供給基地からの導管による簡易ガス供給区域となっている。

第2 計画の内容

計画名	計画のあらまし
供給施設の耐災害性強化	☐ 主要構造物の耐震化 ☐ 耐震性の高い工法、管材料・継ぎ手の採用 ☐ その他ガス事業法などの諸法規・基準に基づく安全装置、遮断装置の設置等安全対策の実施
保安管理体制の確立	☐ 緊急事態発生時における職務範囲の明確化等組織体制の確立 ☐ 各種初動マニュアル、応急復旧マニュアル等の整備 ☐ 資機材の点検・備蓄、調達体制の整備 ☐ 社員等関係者に対する防災教育の徹底 ☐ 各種災害を想定した防災訓練の実施
連絡体制の確立	☐ 緊急事態発生時における連絡体制の確立 ☐ 通信施設網の整備 ☐ 緊急時連絡マニュアル等の作成
土木、建設業者に対する周知	☐ 建設工事の際のガス施設(道路埋設管)損傷による災害防止のための保安措置の徹底

計画名	計画のあらまし
住民へのPR	☐ ガス（LPガス利用者も含む。）の正しい使い方、ガス漏れの際の注意事項 ☐ 地震、台風、火災等発生時における避難の際のガス（LPガス利用者も含む。）元栓閉止の徹底

第5節 上・下水道施設防災計画

第1 計画の方針

1 とりまとめ責任担当部（上下水道部）

2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても上・下水道施設の機能支障を最小限にとどめ、速やかな災害復旧を確保すること、並びに被災時における迅速な応急給水活動を行うことを目標として、以下の2点を重点に必要な整備を行う。

(1) 施設の耐災害性強化

(2) 災害予防のためのソフト環境整備

第2 計画の内容

1 施設の耐災害性強化

計画名	計画のあらまし
上水道施設の耐災害性強化	☐ 主要構造物の耐震化 ☐ 複数水源・非常用電源等バックアップ設備の整備 ☐ 耐震性の高い工法、管材料・継ぎ手の採用 ☐ その他機械設備や薬品管理における予防対策
下水道施設の耐災害性強化	☐ 上水道施設に準ずる整備 ☐ ポンプ、配電盤等の冠水防止対策 ☐ 処理場、ポンプ場のオープンスペースを一時避難場所として利用することを考慮した整備

2 災害予防のためのソフト環境整備

計画名	計画のあらまし
上・下水道施設管理用図書等の非常時対策	☐ 水道、下水道台帳収納場所に関する耐災害性強化 ☐ 水道、下水道台帳のバックアップに関する整備 ☐ 応急復旧用地図の作成
上・下水道施設災害対策用資機材等の整備	☐ 応急給水用資機材の備蓄、調達体制の整備 ☐ 応急復旧用資機材の備蓄、調達体制の整備
上・下水道施設応急対策マニュアルの策定	☐ 応急給水マニュアル ☐ 応急復旧マニュアル ☐ 災害時広報マニュアル
上・下水道施設災害時連絡体制の確立	☐ 府、隣接市町・上下水道事業者相互の電話、無線通信等による通信連絡網の整備 ☐ 緊急時連絡マニュアル等の作成

第6節 学校等の防災計画

第1 保育所・認定こども園災害予防計画

1 計画の方針

(1)とりまとめ責任担当部 (こども部)

(2)基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても園児の安全を確保するとともに、要配慮者支援のための優先避難所設置施設として、また応急保育対策を適時適所に実施可能な体制を確立することを目標として、以下の2つを柱に環境整備を行う。

ア 非常時実施要領等の整備

イ 施設の耐震性の強化（第8節「社会福祉施設防災計画」による。）

2 計画の内容

(1)非常時実施要領等の整備

計画名	計画のあらまし
保育所・認定こども園防災計画の整備	☐ 各種災害類型別緊急出勤・配置計画 ☐ 乳幼児の安全確保及び避難 ☐ 要配慮者優先避難所開設期間における施設利用計画 ☐ 要配慮者優先避難所開設及び運営要領 ☐ 保護者、地域住民組織等との連携計画 ☐ 地域事業者(商店、事務所、宿泊等事業者)との協力計画 ☐ 地域の実情に即した、また、障害の有無等に配慮した防災訓練の実施
応急保育計画に関する調査・研究	☐ 入園児以外の乳幼児を受け入れる期間における保育体制及び保育内容 (保育所以外の施設における応急保育体制を含む) ☐ 要配慮者優先避難所在住被災者との関係のあり方 ☐ こころのケアに関する配慮事項

第2 学校施設等災害予防計画

1 計画の方針

(1)とりまとめ責任担当部 (教育委員会)

(2)基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても児童・生徒及び利用者の安全を確保するとともに、被災者支援のための指定避難所設置施設（指定施設の場合）として、また応急教育対策を適時適所に実施可能な体制を確立することを目標として、以下の2つを柱に環境整備を行う。

その際、避難所に対する支援や避難所における備蓄及び避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

ア 非常時実施要領等の整備

イ 施設の耐震性の強化（第2節「建築物の震災対策計画」による。）

2 計画の内容

(1)非常時実施要領等の整備

計画名	計画のあらまし
小・中学校防災計画の整備	☐ 各種災害類型別緊急出勤・配置計画 ☐ 保護者に学校の防災体制及び対応方策、特に発災時別基本ルール及び児童生徒等の引き渡し方法並びに学校での保護方策を周知しておく。 ☐ 児童生徒等の安全確保等のための教職員対応マニュアル等の作成 ☐ 発災時別の教職員の対応方策 ・在校時 ・学校外の諸活動時 ・登下校時 ・夜間・休日等 ☐ 保護者との連絡、引渡し方法及び学校での保護方策 ☐ 施設・設備の被災状況の点検等 ☐ 児童・生徒の安全確保及び避難 □登校時の発災の場合は、児童生徒等に自宅又は学校のいずれか近い方に向かうことを基本とする。 ☐ 指定避難所開設及び運営要領（指定施設の場合） ☐ PTA等保護者、地域住民組織等との連携計画 ☐ 地域事業者（商店、事務所、宿泊等事業者）との協力計画 ☐ 地域の実情に即した、また、障害の有無等に配慮した防災訓練の実施
高校防災計画の整備促進	☐ 小・中学校に準ずる事項
生涯学習施設防災計画の整備	☐ 小・中学校に準ずる事項
災害時想定カリキュラム等に関する調査・研究	☐ 教科書が入手できるまでの期間における教育内容 ☐ 指定避難所在住被災者との関係のあり方 ☐ こころのケアに関する配慮事項

第7節 都市公園等施設防災計画

第1 計画の方針

1 とりまとめ責任担当部 (建設部)

2 基本方針

市立公園等については、利用者の安全を確保するため、震災の被害を最小限にとどめるとともに、震災時に指定緊急避難場所や防災・復旧活動拠点等として機能するのに必要な施設整備を行う。

また、市街地延焼火災発生時の延焼遮断機能や広域避難場所及び一時避難場所の機能を担うオープンスペースとして公園緑地を確保する。

第2 計画の内容

計画名	計画のあらまし
都市公園等の防災機能整備	☐ 防災・復旧活動拠点としての整備 ☐ 出入口等における段差解消等バリアフリー機能の強化 ☐ 公衆トイレ等の整備 ☐ 防災備蓄倉庫の設置 ☐ 自衛隊派遣部隊受入拠点としての必要な整備（峰山途中ヶ丘公園、網野グラウンド、久美浜中央運動公園） ☐ 進入路の整備 ☐ 炊飯、宿泊・野営場所として必要な整備 ☐ 消防広域応援部隊受入拠点としての必要な整備（大宮自然運動公園） ☐ 進入路の整備 ☐ 炊飯、宿泊・野営場所として必要な整備 ☐ 都市公園における仮設住宅建設候補用地としての必要な環境整備
公園緑地の整備計画の策定	☐ 都市緑地保全法に基づき、緑地の保全及び都市緑化の推進に関する基本計画である「緑の基本計画」を策定する場合、府等関係機関・団体・事業所等の助言、協力を得て、公園緑地が十分に防災機能を発揮できるよう留意する。

第8節 社会福祉施設防災計画

第1 計画の方針

1 とりまとめ責任担当部 (健康長寿福祉部)

2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても施設の被害を最小限にとどめ、利用者・来訪者の安全確保を図るとともに、各地域において要配慮者支援のための活動拠点となることを目標として、各施設の管理者・事業者と連携・協力し、以下の2点を重点に必要な整備を行う。

(1) 施設建物、設備の防災性能向上

(2) 非常時活動体制の整備・強化

第2 計画の内容

1 施設建物、設備の防災性能向上

計画名	計画のあらまし
市立施設等における防災点検の実施	☐ 施設建物、設備等の耐震、防火、防水害等防災性能の調査・補強 ☐ 防災設備の作動点検 ☐ 事務用家具・備品類の固定 ☐ 危険物等の安全管理
民間施設における防災点検の実施	☐ 市立施設等に準ずる措置の促進

2 非常時活動体制の整備・強化

計画名	計画のあらまし
防災計画・防災体制の見直し	☐ 災害警戒時の防災情報収集・連絡体制の確立 ☐ 災害種別ごとの防災マニュアルの整備 ☐ 施設被災時の入所者・通所者一時避難、二次的受入先確保計画の作成 ☐ 各種障害に応じた「見やすい、分かりやすい」避難誘導標識・案内板等の整備 ☐ 実践的な防災訓練の定期的実施 ☐ その他利用者・来訪者の安全確保を図るために必要な措置
各施設周辺地域との交流の推進	☐ 区等周辺住民との日常的交流の促進 ☐ 区、高校、事業所、団体等との相互支援協力体制の確保 ☐ その他地域ぐるみ緊急避難支援体制づくりの推進
要配慮者支援拠点としての整備	☐ 福祉避難所、要配慮者優先避難所指定の促進 ☐ 福祉避難所ごとに、あらかじめ受入対象者を特定し、要配慮者とその家族が直接福祉避難所に避難できることを促進 ☐ 指定避難所としての住環境整備（要配慮者の避難スペース及び人員の確保） ☐ 非常時に備えた食料、飲料水等の備蓄並びに緊急調達ルートの確保 ☐ パソコンネットワークの災害時活用方策の確立 ☐ 携帯電話による災害情報の発信 ☐ その他救援活動拠点として必要な環境整備

※ 資料編 6－3－1 社会福祉施設等の現況

※ 資料編 6－2 指定緊急避難場所、指定避難所等指定の現況

第9節 鉄道施設防災計画

第1 計画の方針

1 とりまとめ責任担当部 （市長公室）

2 基本方針

北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS 株式会社は、列車運転の安全確保を確立して輸送業務を災害から未然に防止し、地震災害発生という異常時においても常に健全な状態を保持できるよう、早期復旧及び輸送の確保を図って、社会的使命を発揮する。また、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておき、さらに、線路施設等の被災状況を的確に把握して、広域災害に対処する体制を確立し、輸送の円滑化を図る。

第2 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS 株式会社(京都丹後鉄道)の計画

計画名	計画のあらまし
鉄道施設の維持、改良	☐ 高架橋及び橋梁の維持、補修及び耐震補強 ☐ 河川改修に伴う橋梁改良 ☐ のり面、土留の維持、補修及び改良強化 ☐ トンネルの維持、補修及び改良強化 ☐ 落石防止設備の維持、補修及び改良強化 ☐ 建物等の維持、修繕 ☐ 空頭不足による橋桁衝突事故防止及び自動車転落事故防止の推進 ☐ 駅や機器室にある電気関係機器の倒壊防止のための補強 ☐ 危険及び不良箇所の点検整備 ☐ 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化 ☐ その他防災上必要なもの
地震に対する対策	☐ 地震動の早期検知（沿線地震計情報は、運転指令に直結し警報表示） ☐ 列車停止手配（運転指令は列車無線により緊急停止を指示、地震情報の伝達） ☐ 災害時の対策（「鉄道事故及び災害応急処置要領」による） ☐ 地震計・警報表示機器の点検整備 ☐ 防災訓練の実施

第10節 道路及び橋梁防災計画

第1 計画の方針

1 とりまとめ責任担当部 （ 建設部 ）

2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても道路機能の低下を最小限にとどめ、利用者の安全を確保することを目標として、各道路管理者・関係機関と相互に連携・協力し、以下の2点を重点に必要な整備を行う。

(1)道路及び道路付帯施設の耐災害性強化

(2)道路災害予防のためのソフト環境整備

第2 計画の内容

1 道路及び橋梁の耐災害性強化

計画名	計画のあらまし
緊急交通路指定予定路線等をはじめとする道路網の耐災害性強化	☐ 定期点検、臨時点検に基づく改修、補修の実施 ☐ 崩土、なだれ等危険箇所調査に基づく防災補修工事の実施 ☐ 早期改良の不可能な箇所における迂回路整備
災害に強い橋梁、横断歩道橋の整備	☐ 定期点検、臨時点検に基づく架替、橋脚の耐震補強等の実施 ☐ 耐震橋梁の整備
トンネルの整備	☐ 定期点検、臨時点検に基づく改修、補修の実施

2 道路災害予防のためのソフト環境整備

計画名	計画のあらまし
道路災害情報収集、連絡、提供体制の整備	☐ 観測・監視機器(地震計、雨量計等)の活用、整備 ☐ 通信施設の活用、整備 ☐ 情報提供装置の活用、整備
応急復旧用資機材の備蓄・調達体制の整備	☐ 関係機関・関係業者との事前配置体制の確保 ☐ 応急復旧用資機材の備蓄
道路通行規制実施体制の確立	☐ 道路通行危険区間における規制基準の実効性確保 ☐ 道路通行危険区間の周知及び通行規制実施体制の確立
道路利用者への広報	☐ 大規模地震発生時における留意事項のPR ☐ その他災害未然防止のための留意事項、防災知識のPR

※ 資料編 1－6 道路状況一覧表

※ 資料編 5－4－1 緊急交通路指定予定路線一覧表（府地域防災計画所収のうち市域分）

※ 資料編 5－4－2 緊急輸送道路一覧表（府指定）

第11節 河川施設防災計画

第1 計画の方針

1 とりまとめ責任担当部 （建設部）

2 基本方針

(1)府が管理する2級河川について、耐震性を考慮して老朽化している水門及び排水機場の改築並びに施設の改良、河川改修、しゅんせつ、河川管理用通路の整備等防災機能の強化・整備を要請していく。

(2)市が管理する準用河川及び普通河川の水害の原因となる箇所については、関連事業との整合を図りながら改修事業を優先的に実施する。

第2 河川の現況

市内を流れる河川には、網野町、久美浜町を除く他の4町を流域とする竹野川をはじめ、宇川、吉野川、樋越川、新樋越川、福田川、木津川、佐濃谷川、川上谷川、栃谷川、久美谷川の10水系と、その支流である芋野川、溝谷川、鳥取川、鱒留川、久次川、大谷川、小西川、吉永川、徳良川、力石川、常吉川、久住川、善王寺川（以上竹野川水系）、須川（宇川水系）、離湖、大橋川（以上新樋越川水系）、新庄川（福田川水系）、俵野川（木津川水系）、三原川、長野川、円頓寺川（以上佐濃谷川水系）、永留川、芦原川、伯耆谷川（以上川上谷川水系）、神谷川、河梨川、馬地川（以上久美谷川水系）の2級河川（府知事管理）、市が管理する25の準用河川、普通河川がある。

※ 資料編 1－2 京丹後市域を流れる主な河川

第12節 港湾海岸施設防災計画

第1 計画の方針

1 とりまとめ責任担当部 (建設部) (農林水産部)

2 基本方針

(1) 津波、高潮、波浪から海浜地の人家、田畑、道路等の公共施設被害、港湾施設の被害、土地の侵食を防ぐため、府及び関係機関と連携を図りながら海岸保全施設の構築に努める。

(2) 国（農林水産省、国土交通省）・府の指導、助成を受けながら、地震の被害を最小限に止め、復興に貢献できる地震に強い港湾及び漁港施設整備を進める。漁港及び漁港海岸の耐震対策推進については、危険箇所を把握し、危険施設の解消に努める。

第2 計画の内容

1 港湾海岸施設防災工事の推進

計画名	計画のあらまし
海岸保全区域における府が行う防災工事への協力	☐ 社会資本整備重点計画に基づく海岸侵食防止工事の促進 ☐ 現地の状況に応じた新たな保全施設設置の要請
要保全海岸の海岸保全区域追加指定の要請等	☐ 保全が必要と思われる海岸の調査及び海岸保全区域追加指定の要請 ☐ 養浜事業、保安林保護、育成、河口閉塞対策等総合的対策の実施

2 港湾及び漁港施設の耐震対策の推進

計画名	計画のあらまし
耐震強化岸壁等の整備等	☐ 耐震強化岸壁の整備 ☐ その他の岸壁における重力式、栈橋式等の地震応答特性の異なる構造形式採用による危険分散の推進
荷役機械等の耐震強化、複数化	☐ 荷役機械等の耐震強化、複数化

3 船舶保安対策

計画名	計画のあらまし
港湾状況調査	☐ 港湾状況の調査実施 ☐ 調査結果に基づく防災活動計画の整備・点検

第13節 砂防・治山施設、地すべり・急傾斜地防災計画

第1 計画の方針

1 とりまとめ責任担当部 (建設部) (農林水産部)

2 基本方針

地震の発生後に二次的に発生する土砂災害による被害を軽減するため、国（農林水産省、国土交通省）・府の助成を受けながら、砂防関係事業計画の総合的な推進に努める。

第2 計画の内容

1 土砂災害警戒区域等における防災対策

市は、府と連携して、土砂災害から人命を守るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号：以下、土砂災害防止法という）」に基づき、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

※ 土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所およびその周辺について、土砂災害警戒区域等が指定されてない地域においては、土砂災害警戒区域等に準じた処置を講ずるよう努める。

計画名	計画のあらまし
土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定	□府は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水および土地利用状況等についての基礎調査を行い、市との連携を図って「土砂災害警戒区域」および「土砂災害特別警戒区域」の指定を行う。
指定区域内での開発規制	□府は、市と連携して「土砂災害特別警戒区域」においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。
警戒避難体制の整備	□「土砂災害警戒区域」については、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。
住民への周知	□市は、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の指定緊急避難場所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項についてハザードマップ等により住民への周知を図る。
要配慮者利用施設に対する警戒避難体制の確立	□警戒区域内に、主として高齢者、障がい者、乳幼児等が利用する施設がある場合は、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

2 土砂災害による警戒避難体制

計画名	計画のあらまし
警戒又は避難を行うべき基準の設定	□地区ごとの気象情報、雨量、前兆現象等に基づく自主避難基準の設定 □支部を単位とした避難支援基準の検討
適切な避難場所及び避難路の設定、周知	□避難場所及び避難路の再検討（土砂災害を受けるおそれのない場所への設定） □職員、区長・住民に対する避難場所、避難路、避難方法等の周知徹底
情報収集及び伝達体制の整備	□過去の災害事例等の収集、分析 □地域防災無線、同報系防災無線等災害に強い情報連絡システムの整備
防災知識の普及及び防災活動の実施	□職員、住民に対する土砂災害危険箇所や避難方法等の周知徹底 □消防団、区、協力団体等との連携、協力による防災訓練の実施

計画名	計画のあらまし
要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制	□要配慮者の利用する施設が土砂災害警戒区域内にある場合には、この市地域防災計画に当該施設を位置付けるとともに、要配慮者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。 この場合、要配慮者利用施設においては、避難に係る計画（避難確保計画）を作成し、当該計画による避難訓練を実施する。 □市は、避難確保計画や避難訓練の実施状況について定期的に確認するとともに、施設管理者等に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

3 土砂災害対策工事等の推進

計画名	計画のあらまし
地形・地質・植生調査事業	□航空写真等による山の把握 □保安林、地すべり防止区域指定の促進 □伐採跡地等植林・造林適地調査
山地災害危険地区における対策事業の促進	□林地崩壊、土砂流出発生箇所における復旧治山 □保安林整備
土砂災害危険箇所における対策工等の実施	□危険箇所調査及び災害防止対策工の実施促進 □土砂災害危険箇所法指定の促進 □住宅移転の促進
雪崩危険地区に対する対策事業の推進	□雪崩防止のための植林指導 □雪崩防護施設の整備、点検維持 □積雪期におけるパトロールの励行及び警告の実施

4 危険箇所及び対策施設調査点検実施体制の整備

計画名	計画のあらまし
砂防ボランティア等の確保	□市内在住の砂防ボランティアの把握 □市内在住の斜面判定士の確保
判定実施体制の整備	□府砂防ボランティア協会等との緊急連絡要領の整備 □危険箇所及び対策施設調査点検実施要領の整備 □建築関係団体・事業所との応援協力協定の締結
山地災害危険地区の周知等	□地形等から山地災害が懸念される箇所を府が調査し、その危険度が一定以上のものを「山地災害危険地区」とする。（詳しい情報はインターネット府ホームページ、府丹後広域振興局森づくり振興課等で確認できる） なお、地震発生後等に山地災害危険地区の現地調査を行った府から山地災害の危険性が増大しているとの連絡を受けた場合、市は地元で周知する。 □人的被災を極力軽減するため、市は山地災害危険地区に関する情報を住民に周知し、住民の自主避難の判断を支援し、警戒避難体制の確立に努める。

※ 資料編 1－3 土砂災害危険箇所等一覧表

第14節 危険物等施設防災計画

第1 計画の方針

1 とりまとめ責任担当部 (消防本部)

2 基本方針

危険物、火薬類、毒物劇物、有害物質等の危険物品及び放射性物質(以下「危険物等」という。)は、その貯蔵又は取扱上の不備や事故が直ちに災害発生の原因となりうる。また地震、風水害等の自然災害や他の原因に基づく災害発生時には被害を拡大する要因ともなりうる。市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめることを目標として、以下の3点を重点に予防計画を進める。

(1)施設・設備の耐災害性強化

(2)自主保安体制等の強化

(3)消防力の整備(第5章「消防組織計画及び火災予防計画」による。)

第2 計画の内容

1 危険物の予防対策

計画名	計画のあらまし
指導の強化	☐ 耐震性に関する消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態維持のための立入検査励行 ☐ 消防法及び各関連法に基づく技術上の基準適用前施設・設備に関する状況把握及び補強等の指導 ☐ 石油類屋外タンクの不等沈下対策の実施指導 ☐ 海上保安対策の指導、監督 ☐ その他災害危険区域における特殊な配慮を要する場合の耐災害性強化の指導
危険物取扱者制度の効果的な運用	☐ 講習会等の開催による資格取得の指導 ☐ 保安講習の実施による資格者責務遂行の指導
自衛消防組織・自主防災組織等の組織化推進	☐ 実践的な活動要領類の整備 ☐ 隣接事業所等との相互応援協定の締結
防災訓練の強化	☐ 具体的な災害想定のもとに実践的な防災訓練実施 ☐ 隣接事業所等との連携を考慮した防災訓練実施
関係機関との連絡体制の確保	☐ 異常事態発生時における緊急通報体制の確立 ☐ その他消防等関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保による応急対策、復旧対策実施に関する詳細要領の整備

2 火薬類及び高圧ガス対策

計画名	計画のあらまし
保安管理体制の確立	☐ 緊急事態発生時における保安に係る職制、職務範囲等を明確にした自主的な保安管理体制の確立 ☐ 関係保安団体における災害に関する情報連絡体制、事業所相互応援体制の整備

計画名	計画のあらまし
製造設備等の整備改善等	☐ 火薬類製造施設、貯蔵所等の位置、構造及び設備の火薬類取締法の規定や基準に適合した状態の維持 ☐ 高圧ガス製造施設、貯蔵所等の位置、構造及び設備の高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法令の規定や基準に適合した状態の維持 ☐ 高圧ガス製造施設等における地震等によるガス漏洩防止措置の実施 ☐ 災害事故を想定した防災訓練の実施
火災に対する予防	☐ 火薬類取扱事業所における延焼時を想定した安全な一時保管場所及び迅速な移動措置実施体制の確保 ☐ 高圧ガス取扱事業所における水噴霧設備、散水設備、放水設備、消火設備その他の設備の整備
保安指導	☐ 対象事業所に対する保安検査、立入検査の実施に基づく関係法令技術基準維持の指導、適合しない事業所に対する改善命令等 ☐ 対象事業所における定期自主検査、日常点検及び教育訓練の実施に基づく自主保安体制の確立
海上保安対策	☐ 火薬類及び高圧ガスの大量荷役が行われる場合において、必要な場合における一般船舶の立入交通制限の実施
火薬類及び高圧ガス取扱事業所の把握等	☐ 火薬類及び高圧ガス取扱事業所の把握 ☐ 災害危険区域における特殊な配慮を要する場合の耐災害性強化の要請

3 毒物、劇物予防対策

計画名	計画のあらまし
府保健所毒物劇物監視員による指導の強化	☐ 毒物、劇物取扱状況に関する随時報告の提出要請、立入検査実施による指導取り締まり ☐ 災害時の流出、散逸等不測の事態に備えた措置（表示による貯蔵場所の明示、貯蔵設備・方法の確立、在庫数量の厳格な把握、必要な場合の貯蔵場所移転等の検討）の徹底指導
毒物、劇物取扱事業所の把握等	☐ 毒物、劇物取扱事業所の把握 ☐ 災害危険区域における特殊な配慮を要する場合の耐災害性強化の要請

4 原子力以外の放射性物質対策

計画名	計画のあらまし
関係防災機関による原子力以外の放射性物質対策	☐ 原子力発電施設以外の放射性物質取扱施設及び事業所における作業の安全管理及び安全衛生確保のための立ち入り検査、一斉監督の実施
原子力発電施設以外の放射性物質取扱施設及び事業所の把握等	☐ 原子力発電施設以外の放射性物質取扱施設及び事業所の把握 ☐ 災害危険区域における特殊な配慮を要する場合の耐災害性強化の要請

第15節 農地農林業用施設の防災計画

第1 計画の方針

1 とりまとめ責任担当部 (農林水産部)

2 基本方針

(1) 農地及び農林業用施設の保全と災害の未然防止を図るため、地震、豪雨、洪水、高潮及び津波など災害発生時を予想し、要注意のものを重点にしながら、府に補強、整備促進を要請する。

(2) 管理者等に施設の補強等の対策を講じるよう指導する

第2 計画の内容

1 施設の耐災害性強化

計画名	計画のあらまし
農林業用施設等の耐震性の強化と緊急時連絡体制の確立	☐ 基幹的な農林道及び重要度の高い農林道の耐震設計による整備及び橋梁落橋防止装置の設置 ☐ 危険箇所における法面崩壊、土砂崩壊、落石等防止工の設置 ☐ 老朽ため池等施設の改修時における耐震設計整備 ☐ 地震により人家や公共施設に被害が及ぶ可能性のある農業用施設については、改修にあたり耐震性を考慮する。 ☐ 緊急時に必要な措置が講じられるよう連絡体制を確立する。 ☐ 地震時には、ため池の被災（1次災害）や2次災害を最小限とするため、危険度の高いため池については、緊急安全点検を行うとともに、必要に応じ、緊急放流などの対策を講ずる。 ☐ 市及びため池管理者に対して徹底する緊急安全点検は、地震後の農業用ため池緊急点検要領（平成9年3月25日構造改善局防災課長通知）に基づき、防災重点農業用ため池のみとする。
地域全体の排水機能の向上を配慮した用排水施設整備	☐ 土地利用の変化や排水先河川の整備状況を配慮した湛水防除事業の推進
定期的診断の実施に基づく整備	☐ 農林業用施設における定期的な診断の実施による異常な兆候の早期発見及び危険箇所の整備
防災施設・災害対策施設としての活用	☐ 利用可能な農地・農業用施設は、地域防災施設として位置付け、必要な整備を行い、積極的な活用を検討する。 ☐ 防火用水や生活用水として利用できるため池は、地域の防災対策の中に位置づけ、必要な整備を行い、地震時などの緊急用水確保に役立てる。

2 災害予防のためのソフト環境整備

計画名	計画のあらまし
管理体制等の整備	☐ 各管理主体による機械等の操作マニュアルの作成 ☐ 連絡体制の確立 ☐ 管理技術者の育成確保
情報管理手法の確立	☐ 農林業用施設等に関する雨量、水位、水質等の防災情報の一元的収集システムの検討

計画名	計画のあらまし
緊急用資機材の備蓄、調達体制の確立	☐ 民間事業者との連携による備蓄、調達体制の確保 ☐ 府・団体等の保有応急ポンプ等の貸出要請要領の整備

第16節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進に関する計画

地震防災対策特別措置法に基づき、知事が第6次地震防災緊急事業五箇年計画を変更するにあたって行う市町村意向調査に際しては、以下の事業について、採択されるよう積極的に働きかけ、地震に強いまちづくりに資するよう努める。

区 分
☐ 指定緊急避難場所
☐ 避難路
☐ 消防用施設
☐ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
☐ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
☐ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
☐ 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
☐ 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
☐ 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
☐ 上記のほか不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
☐ 海岸保全施設又は河川管理施設
☐ 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
☐ 地域防災拠点施設
☐ 防災行政無線設備その他の施設又は設備
☐ 井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
☐ 非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
☐ 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
☐ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第2章 情報通信連絡網の整備計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ）

第2 基本方針

大規模地震災害時等に想定される、電話の輻輳、電話通信施設の被災が発生した場合においても防災拠点間の通信連絡、防災機関相互の通信連絡、住民に対する緊急情報の伝達及び適切な状況判断を行い得ることを目標として、以下の3点を重点に情報通信連絡網の整備を行う。

- 1 通信施設等情報連絡手段の多様化
- 2 防災通信ソフト環境整備の強化
- 3 気象等防災観測体制の整備

第2節 計画の内容

第1 通信施設等情報連絡手段の多様化

計画名	計画のあらまし
地域防災無線システム等の整備	☐ 緊急地震速報等、緊急時における同報系無線（防災行政無線屋外拡声子局、戸別受信機等）情報伝達手段整備 ☐ 防災拠点間・防災機関相互無線通信連絡手段整備 ☐ 幹部職員、防災基幹職員等への24時間緊急情報連絡・動員連絡手段整備 ☐ 災害警戒・対策本部会議用テレビ会議システム整備 ☐ 府地上系、衛星通信系防災情報システム整備
緊急速報メール、事前登録によるメールの活用	☐ 住民に迅速に災害情報を伝達するため、携帯電話の緊急速報メール、事前登録によるメール、SNS、ホームページ、アプリケーション、Lアラート等を活用した、多様化、多重化した情報発信手段の整備
市内LANの非常時活用方策の確立	☐ LAN施設の非常時活用システムの整備 ☐ LAN施設の停電・耐災害対策の強化
地域情報化推進事業	☐ CATV整備 ☐ 高速インターネット接続・IP電話 ☐ 防災・防犯情報メール ☐ 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進 ☐ デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備 ☐ 平時からの災害情報のオープン化
防災中枢施設等への衛星携帯電話の整備	☐ 通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保
非常用電源及び保守	☐ 非常用電源設備を整備 ☐ 保守点検の実施、的確な操作の徹底 ☐ 専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所へ設置
庁内システムの業務継続性の確保	☐ 電算室に設置されているサーバ等が業務継続できる環境の確保 ☐ 自治体クラウドを活用した業務継続性の確保

第2 防災通信ソフト環境整備の強化

計画名	計画のあらまし
非常時における情報連絡・処理マニュアル等の整備	☐ 地域における非常時情報連絡拠点の整備 ☐ マニュアルの整備 ☐ スペシャリスト職員の育成
情報ボランティアの確保	☐ 無線システム構築事業者との協力協定締結 ☐ 情報処理専門技術者等のボランティア登録
市民向け非常時協力ルールPRの強化	☐ 地域における非常時情報連絡拠点に関するPR ☐ 非常時における電話利用自粛ルール等の周知徹底 ☐ 災害用伝言ダイヤル（171）のPR
市における気象情報等観測施設の整備	☐ 市内LANを活用した雨量情報収集システムの整備検討 ☐ 地域防災無線システムを活用した雨量情報、河川水位情報収集システムの導入検討
関係機関との連携強化	☐ 丹後土木事務所、府立高校等府出先機関等との連携強化 ☐ 郵便局等公共機関・団体との連携強化 ☐ タクシー事業者・運輸業者等民間業者との連携強化

第3章 地震情報及び津波警報等の伝達計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ）

第2 基本方針

- 1 府等から連絡を受けた地震及び津波に関する情報については、市民が「自らの安全は自ら守る」ことが必要かつ十分に行えるよう、市の有するあらゆる伝達手段を駆使し市民に対し迅速かつ的確に伝達する。
- 2 市民からの問い合わせに的確に対応できるよう各市民局及び市各部出先関係機関に対しては、周知漏れのないよう伝達するものとし、伝達完了後の所管各部局による総務部（総務課）への復命を徹底する。

第2節 地震情報及び津波警報の伝達計画

第1 地震情報及び津波警報の種類

京都地方気象台を通じて、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される地震情報・津波情報の種類と内容は次のとおりである。

情報の種類		発表基準	内容
地震に関する情報	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（市の場合は「京都府北部」）（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
	震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
	震源・震度情報	・震度1以上	・地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名・地点名を発表
	遠地地震の震源・震度に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7以上 ・都市部などで著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
	長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表
	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

情報の種類		内容
津波に関する情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	津波予報区（市の場合は「京都府」）の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点（市の場合は「舞鶴」）の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測された津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

第2 情報の伝達基準

京都地方気象台からの「地震及び津波警報等」の伝達基準は、おおむね次による。

情報の種類	情報の伝達基準
津波に関する情報	「京都府」に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき
震源に関する情報	近畿2府7県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）とその沿岸域を震央とする地震で、震度3以上を観測した地震について、津波の恐れがないと判断できたとき
震源・震度に関する情報	次のいずれかの地震を観測したとき (1) 京都府内で震度3以上 (2) 近隣府県（大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、三重県、福井県、和歌山県、徳島県）で震度5弱以上 (3) その他の府県で震度6弱以上
各地の震度に関する情報	京都府内で震度1以上の地震を観測したとき
遠地地震の震源・震度に関する情報	外国で顕著な地震が発生したとき
その他の情報	その他上記以外に防災上有効と認められるとき

第3 地震観測等

1 防災関係機関による地震観測

京丹後市域における防災関係機関による地震観測は、次のとおりである。

機関名	観測地点名
気象庁関係	弥栄町
京都府関係	峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町

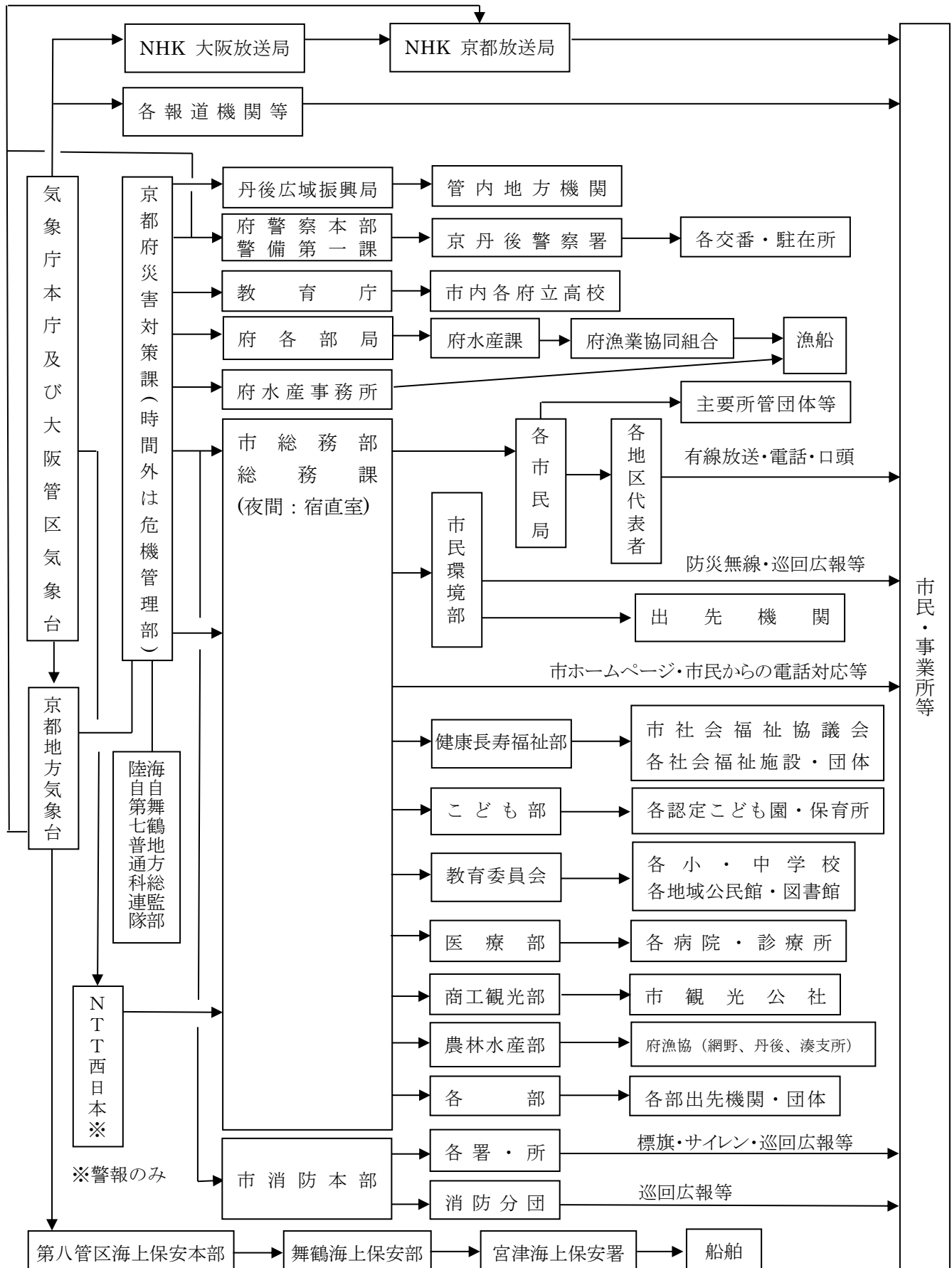
2 津波警戒監視

本市は、府の北端にある沿岸市となるため、府等を通じて伝達される京都地方気象台からの情報のほか、日本海での近地地震に伴う津波の発生を考慮し、震度4以上の地震を感じたとき、又は震度3以下の弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、沿岸となる網野、丹後、久美浜地区の在住・在勤職員及び消防団、漁業協同組合、区等のうちから、あらかじめ責任者（「現地連絡調査員」）を選んでおき、地震発生から少なくとも30分以上、海面状態を監視し、海面の異常を発見した場合の通報体制及び沿岸住民への周知・避難体制を確立しておくものとする。

第4 伝達系統及び方法

「地震情報及び津波警報等」の伝達系統及び方法は、第3編第1部第1章第1節による。

なお、大津波警報、津波警報及び津波注意報の連絡系統は、以下のとおりである。



第3節 津波予報等の伝達計画

第1 津波警報等の種類及び発表基準

大津波警報、津波警報及び津波注意報は、地震が海底のごく浅いところで発生し、津波の起こる恐れがある場合（主に京丹後市において地震の揺れを感じる場合）、及び津波の発生について外国からの通報があった場合（主に京丹後市では地震の揺れを感じない遠地地震の場合）に、津波の来襲する地域とその高さを予測して行う注意報及び警報であって、気象庁地震火山部及び大阪管区气象台から以下のとおり発表される。京都府全域が一つの予報区であり、名称は「京都府」となる。

1 種類

- (1) 大津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれ著しく大きいと予想されるとき発表する。
- (2) 津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- (3) 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- (4) 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

2 内容

「発表基準・解説・発表される津波の高さ等」に示す。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合には とるべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	定性的 表現での発表	
大津波 警報	予想される津波の高 さが高いところで 3 mを超える場合	10 m超 (10m<高さ)	巨大	陸域に津波が及び浸水するお それがあるため、沿岸部や川沿 いにいる人は、ただちに高台や 避難ビルなど安全な場所へ避難 する。 警報が解除されるまで安全な 場所から離れない。
		10 m (5m<高さ≤10m)		
		5 m (3m<高さ≤5m)		
津波 警報	予想される津波の高 さが高いところで 1 mを超え、3 m以 下の場合	3 m (1m<高さ≤3m)	高い	
津波 注意報	予想される津波の高 さが高いところで 0.2 m以上、1 m以下で あって、津波による 災害のおそれがある 場合	1 m (0.2m≤高さ≤1m)	(表記な し)	陸域では避難の必要はない。 海の中にいる人はただちに海か ら上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行 わない。 注意報が解除されるまで海に 入ったり海岸に近づいたりしな い。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波予報の発表基準と発表内容

種 類	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

第2 伝達系統及び方法

「地震情報及び津波警報等」の伝達系統及び方法に準じて行う。ただし、京丹後市において震度4以上の揺れを感じたとき、又は震度3以下の弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波予報等を待つことなく、「海岸部付近にいる人は津波を警戒し念のため高台に避難し、津波の恐れが無いことが判明するまで市等からの情報に注意する」よう呼びかけを行うものとする。

第4節 異常現象発見時における措置

第1 通報先及び通報すべき異常現象のめやす

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その現象が水防に関する場合は市長（総務課又は各市民局）へ、火災に関する場合は消防機関（本部・署所）へ、地震発生後の海面異常及びその他の現象の場合は市長又は警察官もしくは海上保安官に直ちに通報する。また、通報を受けた各機関は以下に示す通報流れ図のとおり通報するものとする。

通報すべき異常現象とは、おおむね次のようなものとする。

- 1 異常水位
- 2 激しい降雨、降雪又は降雹
- 3 なだれ
- 4 地すべり
- 5 火災

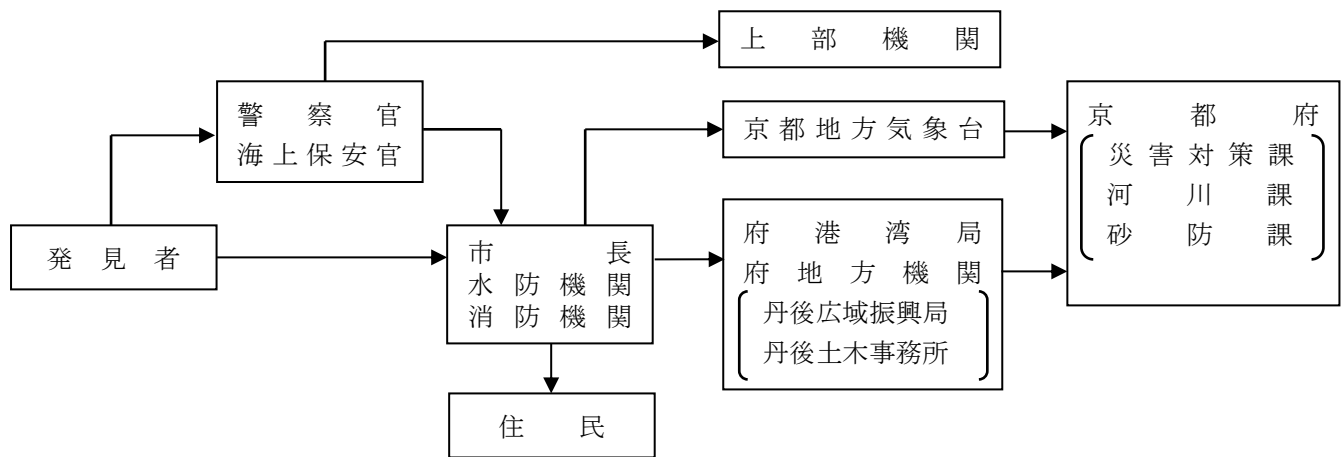


図 異常現象発見時の通報の流れ

第2 伝達系統及び方法

「地震情報及び津波警報等」の伝達系統及び方法に準じて行う。

第5節 近地地震、津波に対する自衛処置

第1 地震、津波についての教育

第16章「市民の防災活動の促進」による。

第2 震度4以上を感じた場合の海面状態の監視組織

海岸部を管内とする網野、丹後及び久美浜の各市民局及び商工観光部は、所管する協力団体及び関係機関と連携・協力し、震度4以上を感じた場合の海面状態の監視体制を確保する。

第3 情報聴取の責任者

震度4以上を感じた場合の海面状態の監視により得られた情報のとりまとめは、海岸部を管内とする網野、丹後及び久美浜の各市民局が行う。

第4 伝達系統及び方法

「地震情報及び津波警報等」の伝達系統及び方法に準じて行い、一般住民に対する周知徹底を図る。

第4章 医療助産計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 医療部 ）

第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても医療救護活動を適時適所に行うことを目標として、以下の3つを柱に医療助産計画の円滑な実施のための整備を進める。

- 1 初期医療救護体制の整備
- 2 広域的応援体制確保及び後方医療機関への搬送体制等の整備
- 3 市民に対する災害時初期対応の普及・啓発

第2節 計画の内容

第1 初期医療救護体制の整備

計画名	計画のあらまし
災害時地域中核病院となる市立病院の整備	☐ 施設建物、設備等の耐震補強、防火、防水害等防災性能の調査・補強 ☐ 災害時地域中核病院としての資機材（簡易ベッド、応急テント等）及び救急医薬品等の備蓄整備 ☐ 病院防災マニュアルの整備
災害時地域中核病院となる丹後中央病院、丹後ふるさと病院の整備	☐ 市立病院に準ずる措置の実施促進
救護所（医療救護拠点）設置予定施設の整備	☐ 救護所設置予定施設のめやす（災害時地域中核病院以外の分） ☐ 国保診療所 ☐ 峰山中学校、網野中学校、旧宇川中学校 ☐ 救護所設置予定施設としての整備のめやす ☐ 救護所設置予定スペースの指定 ☐ その他災害時救急医療拠点としての市立病院に準ずる整備
北丹医師会、薬剤師会等との連携	☐ 救護所設置・運営等に関する詳細要領の整備 ☐ 医薬品等の備蓄及び緊急供給に関する詳細要領の整備
府（医療課、薬務課、丹後保健所）との連携	☐ 医療救護活動に関する応援要請詳細要領の整備 ☐ 医薬品、輸血用血液、医療機器、衛生材料等の緊急供給要請に関する詳細要領の整備
地域レベルでの災害対策の強化	☐ 保健所、市町等の行政担当者、医師会、災害拠点病院等の医療関係者、災害派遣医療チーム等が定期的に情報交換する場（地域災害医療連絡協議会）への参加 ☐ 病院の業務継続計画（BCP）の策定

第2 広域的応援体制確保及び後方医療機関への搬送体制等の整備

計画名	計画のあらまし
災害拠点病院相互の情報通信手段の多重化	☐ 市立病院等災害時地域中核病院、基幹災害拠点病院（京都第一赤十字病院）及び丹後医療圏地域災害拠点病院（京都府立医科大学附属北部医療センター）相互間の情報ネットワークの整備促進 ☐ 「広域災害・救急医療情報システム（EMIS）」及びこれと連動する「京都府救急医療情報システム」の活用 ☐ 消防、市立病院等拠点病院間情報ネットワークの整備
府災害派遣医療チーム	☐ 府から派遣された災害派遣医療チームの活動支援
災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン	☐ 府が委嘱した災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾンの活用
広域医療搬送拠点	☐ 重症患者等を収容する臨時医療施設機能 ☐ ヘリポート機能 ☐ 広域医療搬送拠点調整本部機能 ☐ 広域医療搬送拠点活動維持・継続のための機能

第3 市民に対する災害時初期対応の普及・啓発

計画名	計画のあらまし
市民に対する災害時初期対応の普及・啓発	☐ 消防団員に対する災害時初期対応の徹底 ☐ 市民、事業所に対する災害時初期対応の普及・啓発

第5章 消防組織計画及び火災予防計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (消防本部)

第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、ひとたび災害が発生した場合に想定される被害の大規模化、被害態様の複雑化・多様化にも被害を最小限にとどめるために必要な消防力の整備と、火災予防施策の推進について、以下の4点を重点に努める。

- 1 消防水利の多様化と科学消防力の強化
- 2 実地的な消防力強化のためのソフト環境整備
- 3 火災予防計画の推進
- 4 火災の拡大防止

第2節 計画の内容

1 消防水利の多様化と科学消防力の強化

計画名	計画のあらまし
消防水利の整備	☐ 河川、ため池、海水等自然水利の活用方策の確立 ☐ ビル受水槽、温泉施設、農業用水、消雪用井戸、下水処理水、プール等の消防水利活用方策の確立 ☐ 耐震性防火水槽の設置 ☐ 消火栓の整備、積雪時対策の推進
科学消防力の強化	☐ 高層建築物災害対応のためのはしご車の整備 ☐ 危険物災害対応資機材等の整備 ☐ 悪路対応型消防車両、積雪時対応型消防車両等の整備 ☐ 消防通信施設の高度化
消防団施設・装備の充実	☐ 老朽化した消防団拠点施設の更新整備 ☐ 消防車両、通信・装備の更新整備

2 実地的な消防力強化のためのソフト環境整備

計画名	計画のあらまし
多様な災害種別消防活動計画の確立	☐ 地震時の消防力運用計画 ☐ 台風時の消防力運用計画 ☐ なだれ、山くずれ、地すべり等の警戒、防御、避難誘導支援等計画 ☐ その他特殊災害時の消防力運用計画 ☐ 積雪時の大規模災害対応消防力運用計画 ☐ 橋梁、トンネル等支障発生時の消防力運用計画 ☐ 空中消火等多様な消火戦術の検討
広域応援体制の維持・強化	☐ 府内他市町村消防組織との相互応援体制 ☐ 広域消防応援に関する活動要領の整備、習熟
市消防団の活用	☐ 消防団員の資質向上と定員確保 ☐ 自衛消防隊等との連携方策の確立 ☐ 女性の消防団への加入促進

※ 資料編 3－5 消防力等の現況

※ 資料編 5－1－1 京都府広域消防相互応援協定書

3 火災予防施策の推進

(1) 出火防止対策の強化

計画名	計画のあらまし
一般住宅、事業所に対する防火指導の強化	☐ 火気使用設備・器具等の安全化及び内装材料等の不燃化 ☐ 予防査察及び防火診断の実施 ☐ 防火に関する知識及び地震に対する備えのPR
防火管理者・施設管理者等に対する指導	☐ 地震発生をも想定した消防計画の整備及び従業員への周知徹底 ☐ 消防用設備等の維持管理の徹底 ☐ 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止措置 ☐ スプリンクラー設備等の適正な設置
火災予防運動等の実施	☐ 春秋2回の火災予防運動、危険物安全週間、文化財防火デーの実施 ☐ 火災気象通報発令時の出火防止の緊急呼びかけ
林野火災の予防	☐ 防火線・防火林の整備等森林環境の整備 ☐ 森林内及び周辺地域での火気使用に関する指導 ☐ 大火危険気象等に対する警戒 ☐ 防火思想の普及

(2) 初期消火体制の強化

計画名	計画のあらまし
防火管理者を置く事業所に対する指導	☐ 自衛消防組織による消火技術の習熟 ☐ 消防用設備等の点検・整備 ☐ 各種訓練の実施
その他の事業所及び住民に対する指導	☐ 自主防災組織の結成及び活動強化促進 ☐ 地域における消火訓練への参加促進 ☐ 印刷物等の配布による防災行動力の向上

4 火災の拡大防止

計画名	計画のあらまし
火災の延焼、被害拡大の防止	☐ 消防力の強化 ☐ 消防設備の充実 ☐ 消防水利等の増設

第6章 避難に関する計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ）

第2 基本方針

大地震が発生した場合、建築物・構造物の倒壊や火災、崖崩れ等の発生が予想される。特に地震に伴って発生した火災が延焼する場合、その被害は広範囲にわたる恐れがある。

平成 27 年度に実施した京都府津波浸水想定によると、日本海ないし若狭湾内での断層による地震が発生した場合に、短時間で津波が海岸を襲うこと、また、沿岸地域の主な集落・漁港における最高津波水位は 6.0m（舞鶴市小橋・瀬崎）と想定されている。

このため、市は、大火災になったり、津波に襲われる恐れがある場合に備えて、あらかじめ住民一人ひとりが自主的に早めの避難行動をとる、急激に災害が切迫し発生した場合は次善行動をとる等適切な判断ができる知識と情報を提供するとともに、市の有する「地域としての災害危険性」に即して、必要な避難対策活動を適時適所に実行し得ることを目標として、以下の9つを柱に避難体制の整備を進める。

また、沿岸地域については京都府津波避難計画策定指針等を参考として、津波に対する避難のための計画を策定する。

- 1 指定緊急避難場所、指定避難所等の指定・整備
- 2 安全避難の環境整備
- 3 津波に関する避難指示等の住民への迅速かつ的確な伝達体制、手段等
- 4 防災事務に従事する者（市職員、消防団員等）の安全確保
- 5 指定避難所運営体制の整備
- 6 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供の体制整備
- 7 広域避難
- 8 広域一時滞在
- 9 防災上重要な施設の避難計画
- 10 車中避難計画

第2節 計画の内容

第1 指定緊急避難場所、指定避難所等の指定・整備

計画名	計画のあらまし
「指定緊急避難場所」の指定・整備	□指定緊急避難場所の指定 □管理上の基準、立地上の基準、構造上の基準等の指定基準を満たしていること □異常な現象（地震、津波）ごとに指定すること □土砂災害の危険区域外にあること □液状化の危険性がないこと □津波避難ビルは、津波防災地域づくりに関する法律に規定されている構造等の要件を満たし、基準水位よりも高い階を使用すること □指定緊急避難場所としての整備のめやす □要配慮者にも配慮した施設・設備の整備 □放送設備等避難者への情報伝達手段の整備 □要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、必要な物資の備蓄 □他の指定避難所（避難施設）への移動、救援・輸送用の車両・ヘリコプターの進入が容易に行えるよう道路、駐車・着陸スペースの整備 □施設及び周辺地域における案内標識、図等整備 ※「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所（指定緊急避難場所）」、「避難生活を送るために避難する場所（指定避難所）」の違いについて周知する。（ただし、両方を兼ねる施設あり）
「指定避難所」（避難施設）の指定・整備	□指定避難所の指定 □避難した住民等を、一定期間滞在させるために、必要かつ適切な規模であること □速やかに避難した住民等を受け入れ、又は生活関連物資を避難した住民等に配布することが可能な構造又は設備があること □想定される災害による影響が、比較的少ない場所にあること □車両などによる輸送が、比較的容易であること □市施設又はその他の公共施設であること □広域一時滞在を考慮（他の市町村からの被災住民を受け入れることができる）した施設 □指定避難所としての整備のめやす □飲料水、食料、毛布等の備蓄又は調達ルートの確保 □必要な物資の備蓄 □その他指定緊急避難場所に準ずる整備 ※「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所（指定緊急避難場所）」、「避難生活を送るために避難する場所（指定避難所）」の違いについて周知する。（ただし、両方を兼ねる施設あり）

計画名	計画のあらまし
「福祉避難所」（要配慮者優先避難所及び要配慮者専用避難所）の指定・整備	☐ 福祉避難所の指定 ☐ 指定避難所と同様の基準を満たす施設であること ☐ 要配慮者の利用に対しての、必要な措置が講じられていること ☐ 要配慮者が相談や助言を受けることができる体制が整備されていること ☐ 要配慮者を滞在させるために必要な居室が、可能な限り確保されること ☐ 要配慮者向け介助支援要員の確保が容易な施設であること ☐ 市施設又はその他の公共公益施設であること ☐ 要配慮者の安全確保 ☐ 福祉避難所ごとに、あらかじめ受入対象者を特定し本人とその家族のみが避難する施設であることを明示することにより、福祉避難所への直接の避難を促進する。
地区避難所の開設・運営	☐ 地区避難所の開設・運営 ☐ 住民が自主避難できるよう、自治会、自主防災組織などが自主的に開設、運営するものであること ☐ 自治会等の住民組織が所有または管理する施設であること ☐ 災害種別（大規模な火災は除く）ごとの適否を示すこと

第2 安全避難の環境整備

計画名	計画のあらまし
避難情報伝達体制の整備	☐ 避難基準の定量化のためのデータの収集 ☐ 避難情報（「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」）の発令基準及び「発令対象地域」の設定等を定めた「京丹後市避難情報発令基準」の作成 ☐ 「京丹後市避難情報発令基準」の運用・検証 ☐ 防災行政無線（同報系屋外・屋内、地域防災無線端末局）等の整備
避難路の整備	☐ 十分な幅員の確保及び複数ルートの確保 ☐ 沿道部の安全化（対延焼、倒壊、落下物等危険） ☐ 避難路としての機能確保（道路損壊、橋梁損壊等への対策）

計画名	計画のあらまし
安全避難誘導体制の整備	□徒歩避難原則の徹底 □施設及び周辺地域における案内標識、図等整備 (外来者にもわかりやすく、また夜間時や積雪時の避難にも配慮したものとする) □津波浸水想定図の活用(第7章第2節第2参照) □警察・消防等関係機関との連携体制の確保 □地域ぐるみの要配慮者避難支援体制の確保 □津波到達時間の確認 襲来する津波高に不確実性がある中で、津波到達時間は比較的正確であることを考慮する。 □学校の対応 「とにかく下校させる」、「とにかく保護者に引き渡す」は避難行動に結びついていない点で危険である。 □住宅の耐震化や家具の固定 □津波対策は避難が重要であるが、住宅の耐震化や家具の固定がなされていないと、ケガにより避難が不可能となることがあるため、これらの対策も進める。
避難者を収容しきれないと見込まれる避難所における避難場所の事前の確保	□指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所、地区避難所(以下、この項において「避難所」という。)のいずれかを問わず、避難所の規模から勘案し、想定しうる避難者数を収容しきれないと見込まれる場合、避難所の開設者は、地域の実情や災害危険性を考慮のうえ、公共施設など他の利用可能な避難場所を事前に確保するよう努めるとともに、避難場所の提供を求められた公共施設などの管理者はやむを得ないと認められる事情がない限り、避難場所の提供に協力するものとする。 □避難場所の使用については、避難所の開設者と施設管理者間であらかじめ十分調整するものとし、協定を締結するなどして円滑に開設、運営できるように努めるものとする。
施設・設備・物資の備蓄	□指定避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、情報通信機器の確保、必要な物資(食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型インフルエンザ等を含む感染症対策に必要な物資等)の備蓄に努める。 □備蓄品の調達に当たっては、女性、子供にも配慮するものとする。

計画名	計画のあらまし
指定避難所運営体制の整備	☐ 指定避難所運営マニュアルの作成 ☐ 高齢者、障害者、難病者、妊産婦・乳幼児、外国人、L G B Tなど配慮の必要な方の視点を取り入れる。 ☐ 指定避難所運営訓練の実施 ☐ 感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練等の訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。 ☐ 施設管理者、施設周辺事業所及び区（自主防災組織）等との運営協力体制の確保 ☐ 住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。 ☐ 指定管理施設が指定避難所になっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。 ☐ 良好な生活環境確保のための専門家等との情報交換 ☐ 避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成
車での避難について	☐ 車による事故、渋滞を避け、安全で円滑な避難のために徒歩避難を原則とする。 ☐ 車での避難については要配慮者を優先する。 ☐ 使用してよい者、いけない者、使用してよい地域、いけない地域の検討 ☐ やむを得ず車により避難せざるを得ない場合において、避難者が車で安全かつ確実に避難できる方策について検討
居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報伝達活動	☐ 必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備
避難所まで距離のある地域との連携の強化	☐ 気象情報の的確な収集と住民への早期情報提供体制の確保 ☐ 避難所の早期開設 ☐ 地域に即した避難支援体制の確保 ☐ 避難所確保のためのハード対策の促進
新型インフルエンザ等感染者発生等に備えた対策	☐ 新型インフルエンザ等感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応も含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、避難所における避難者の過密を抑制するため、災害発生時における避難所収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を検討する。 ☐ 避難者の健康状態の確認方法や避難所の衛生環境の確保方法、発熱、咳等の症状がある者が出た場合の対応方法を定める。 ☐ 新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者の被災に備え、防災担当部局と保健福祉担当部局が府とも連携して、各対象者の居住地の危険性を確認・点検するとともに、府と連携して受入れ施設を確保し、避難に関する連絡窓口を整備する（大規模地震発生時等）。 ☐ 防災部局と保健福祉部局が連携して情報共有を図るとともに、対応方法を定める。
被災者支援の仕組みの整備	☐ 地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）

※ 資料編 6－2 指定緊急避難場所、指定避難所等指定の現況

第3 津波に関する避難指示等の住民への迅速かつ的確な伝達体制、手段等

1 伝達手段

伝達手段	特長	課題
防災行政無線（同報無線）	・住民への一斉伝達が可能	・可聴範囲内であっても文言が聞き取りづらい場合がある。 ・倒壊・破損対策 ・停電時の非常電源確保 ・バッテリー切れ ・燃料切れ
J-ALERT	・気象予警報等を受信すると即座に防災行政無線を自動起動して繰り返し市民に周知できる。	同上 （防災行政無線を使用するため）
緊急速報メール （携帯電話等へのメール）	・登録の必要なし。 ・被災のおそれのあるエリアに一斉送信する。	
「京都府防災・防犯情報メール配信システム」 （携帯電話等へのメール）	・登録の必要あり。 ・被災のおそれの有無に関わらず登録者に一斉送信する。	・登録の促進
広報車	・防災行政無線が使用できないときの代替手段となる。	・道路、橋梁等の損壊により使用不可となる。 ・津波到達時間が迫った時点での使用は被災の可能性があるため危険
消防団、自治会	・防災行政無線が使用できないときの代替手段となる。 ・確実な伝達が可能 ・同時に安否確認や避難状況の把握が可能	・市から自治会、消防団への伝達が可能であること。 ・津波到達時間が迫った時点では被災の可能性があるため危険
避難行動要支援者登録制度に基づく支援者	・訪問、電話による伝達	・支援者が被災した場合も考えられるため、地元自治会、消防団等と連携が必要
衛星携帯電話	・携帯電話の通話に規制がかかり、つながりにくいときでも通話可能	・停電の長期化に備えて予備バッテリーの確保、充電が可能な発電機も合わせた整備が必要
地上デジタル放送	テレビ、スマートフォン等携帯端末での各種データ放送、字幕放送等	テレビは停電で視聴不可

2 伝達体制

計画名	計画のあらまし
体制の確保	□津波警報等の内容に応じた避難指示の発令基準の策定 □津波地震や遠地地震に関する津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制の整備 □徒歩避難原則の周知、やむを得ず自動車で避難せざるを得ない場合の方策検討 □消防団員、警察官、職員等の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルール化
伝達体制の整備	□防災行政無線など既存設備の再点検と対策 津波発生時の住民への情報伝達手段の再点検として、沿岸部における屋外スピーカーの可聴範囲調査を実施し、可聴範囲外の津波浸水想定地域への増設について検討する。 □「京都府防災・防犯情報メール配信システム」の防災情報メール配信サービスへの登録促進 「京都府防災・防犯情報メール配信システム」の防災情報メール配信サービスへの登録促進を行う。 □電源確保体制の整備 J-ALERT、防災行政無線等の機能確保のため □地震発生が夜間等、勤務時間外の場合の対応 迅速な避難指示の発令、自治会、消防団、避難支援者等への伝達体制の整備 □情報の更新と確実な伝達体制の整備 気象庁から発表される地震規模、津波警報は時間をおいて何段階か上方修正されることがある。 最初に実際に大きく下回る津波高が発表された場合、住民や消防団員等の避難行動が鈍り、被害を拡大させる可能性がある。 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性について周知する。 □津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝える仕組みの構築 津波浸水想定図の作成と活用 □津波知識等、防災知識の普及啓発 全ての伝達手段が機能しない場合でも、住民自らの判断で避難できるよう津波知識等、防災知識の普及啓発を行う。 □住民以外の避難者に対する避難の呼びかけ体制の整備 事業所等勤務者、海水浴客、釣り客、走行中の車両に対する情報伝達 □沿岸部における避難についての検討 沿岸部における避難について、沿岸部の自治体と連携し、安全な避難対策を検討する。 □津波到達時間の確認 襲来する津波高に不確実性がある中で、津波到達時間は比較的正確であることを考慮する。

第4 防災事務に従事する者(市職員、消防団員等)の安全確保

計画名	計画のあらまし
津波到達までの職員の安全確保の方策と初動体制の整理	□職員への情報伝達の方策を講じ、津波が到達するまでの間において、職員の安全確保と迅速な初動対応が実施できるように初動体制を確立する。
防災対応や避難誘導に係る行動ルールの策定	□襲来する津波高に不確実性がある中で、津波到達時間は比較的正確であることを考慮し、避難指示の伝達、避難誘導、水門の閉鎖等については、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルートを定めておく。（東日本大震災では、水門閉鎖中や、避難したがない人の説得中に防災事務従事者が被害にあった事例がある）
要配慮者の避難の支援方策の検討	□高齢者や障がい者など要配慮者の避難を迅速に行えるよう支援方策を徹底的に検討し、事前に取り決めておく。（特に要配慮者避難支援プラン（避難行動要支援者登録制度）作成を希望しない、又は避難支援プラン未作成の要配慮者）

第5 指定避難所運営体制の整備

計画名	計画のあらまし
指定避難所運営体制の整備	□指定避難所運営マニュアルの作成 □高齢者、障がい者、難病者、妊産婦・乳幼児、外国人、LGBTなど配慮の必要な方の視点を取り入れる。 □指定避難所運営訓練の実施 □感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練等の訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。 □施設管理者、施設周辺事業所及び区（自主防災組織）等との運営協力体制の確保 □住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。 □指定管理施設が指定避難所になっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。 □良好な生活環境確保のための専門家等との情報交換 □避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成

計画名	計画のあらまし
指定避難所生活長期化に対応する環境整備	□施設としての機能維持のため非常用電源設備を整備・強化する。 □し尿処理が出来ない場合、水道が復旧しない場合、下水道が復旧しない場合等の衛生対策を検討する。 □避難して助かった被災者が、指定避難所で亡くなることのないよう、二次被害の防止対策を検討する。 □指定避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエンザ等集団感染などを防ぐため、被災者の健康管理、衛生管理について検討する。 □「医療・保健・福祉の専門職」の視点を取り入れる。（女性、高齢者、幼い子どもたちの目線） □女性や子育てに配慮した指定避難所の設計を検討する。 □乳幼児のいる家庭専用部屋の設置 □女性用物干し場の設置 □女性専用スペースの設置 □指定避難所、不在住宅等の防犯対策について検討する。 □指定避難所運営訓練を実施し、訓練により明らかになった課題等について指定避難所運営マニュアルに反映させる。
指定避難所の代替施設等の検討	□津波災害により沿岸部の指定避難所が使用不能になることを踏まえ、内陸部の指定避難所の活用を図るとともに、代替施設について市域全体の施設の活用を検討するほか、必要な場合においては隣接する内陸部の地区への協力要請など、指定避難所運営のあり方について検討する。

第6 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供の体制整備

計画名	計画のあらまし
住民の安否確認・情報提供の体制整備、システム構築	□災害発生後、市外へ避難した者を含め、市民の安否確認情報の収集伝達や市民への支援・サービス情報を容易かつ確実に伝達できる体制の整備及びシステムの構築を検討する。
全国避難者情報システム（総務省）の活用	□市外へ避難した者については、「全国避難者情報システム（総務省）」により提供される所在地情報等により、所在地を把握する。（避難者自身が避難先市町村に所在地情報を提供する）

第7 広域避難

計画名	計画のあらまし
広域避難	□市は、当該地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、居住者等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、府内の他の市町村に協議する。 □市は、避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの居住者等を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。 □市は、指定避難所が広域避難の用に供する避難所にもなりうることにについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。 □市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、府その他関係期間と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との居住者等の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定め、実践型の防災訓練を実施するよう努める。 □市は、域内の指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。

第8 広域一時滞在

計画名	計画のあらまし
広域一時滞在	□市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在中に使用することについても定めるなど、他市町村からの被災者を受け入れることができる避難所を予め決定するよう努める。 □市は、指定避難所が広域一時滞在中に使用する可能性があることにについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。 □市は、大規模災害時に円滑な広域一時滞在中が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災者の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。 □市は、域内の指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。

第9 防災上重要な施設の避難計画

計画名	計画のあらまし
防災上重要な施設の避難計画の作成	□学校等、病院、福祉施設、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。 □学校においては、地域特性等を考慮し、避難の場所、避難経路、誘導及びその指示伝達の方法 □児童生徒等を集団で避難させるための避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育・保健・衛生及び給食等の方法 □病院等においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるための収容施設の確保、移送方法、治療・保健・衛生・給食の実施方法等 □高齢者、障害者及び児童施設等においては、地域特性等を考慮し、避難地、避難経路、誘導、収容施設の確保、保健・衛生及び給食等の実施方法 □防災上重要な施設のうち、土砂災害防止法、津波防災地域づくり法に基づき、市地域防災計画に記載されたもの（要配慮者利用施設及び避難促進施設）は、土砂災害又は津波に対応した避難に係る計画（避難確保計画）を作成及び避難訓練を実施する。 □市は府とともに避難確保計画作成を支援し、訓練等を通じて実効化を図る。 □避難確保計画を作成又は変更した施設の所有者又は管理者は、遅滞なく市へこれを報告する。

第10 車中避難計画

計画名	計画のあらまし
車中泊対応可能な避難場所のリストアップ	□車中避難場所候補地一覧の作成 □民間施設との協定締結 □電気・水道・トイレの確保 □指定避難所における車中泊可能台数の把握
車中避難場所運営体制の整備	□車中避難場所運営マニュアルの作成 □施設管理者、施設周辺事業所及び区（自主防災組織）等との運営協力体制の確保 □車中避難場所について、施設管理者と必要に応じて開設のタイミング等の事前調整 □車中泊避難に係る情報提供 □車中避難場所の周知、エコノミークラス症候群の危険性等について注意喚起 □避難場所の確保・環境整備 □避難者の状況把握及び健康管理、健康指導 □エンジン騒音等のトラブル回避 □車中泊避難から自宅への帰宅及び指定避難所への移行

※ 屋外避難に当たっては、指定避難所への避難が基本であり、車中泊避難を推奨するものではない。

※ 車中避難場所：車により一時的に安全確保ができる場所

第7章 津波災害予防計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ）

第2 基本方針

地震の発生により、市北部の沿岸地区においては、津波による人的、物的被害が発生するおそれがある。津波対策については、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し対策を推進するものとし、津波の想定に当たっては、古文書等の資料の分析等において、出来るだけ過去に遡って津波の発生等を調査するものとする。津波災害対策の検討に当たっては、発生頻度はきわめて低いが発生すれば甚大な被害をもたらす大規模な津波と、津波高は低いものの発生頻度が高い津波の2つのレベルの津波を想定し、前者については住民の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に土地利用、避難施設、防災施設等を組み合わせた総合的な津波対策を進める。後者については人命保護に加えて住民財産の保護、地域の経済活動の安定、効率的な生産拠点の確保の点から、海岸保全施設等の整備を進める。

また、津波防災地域づくりに関する法律に基づき平成 29 年3月に指定された、最大クラスの津波が発生した場合に、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域である津波災害警戒区域においては、避難対策等を進める必要がある。

このため、あらかじめ津波災害を予防又は軽減するため、「地域としての災害危険性」に即して、以下の6つを柱として必要な整備を進める。

- 1 津波警戒の周知徹底
- 2 防災知識の普及、防災教育
- 3 津波に強いまちづくり
- 4 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対策
- 5 避難計画の策定、避難経路・避難場所の整備及び周知（第6章「避難に関する計画」による。）
- 6 海岸、港湾、水産施設等の施設整備（第1章第12節「港湾海岸施設防災計画」による。）

第2節 計画の内容

第1 津波警戒の周知徹底

計画名	計画のあらまし
一般住民に対する「広報京丹後」、市HP、携帯電話等を含めた多様な媒体による周知徹底	☐ 強い揺れ（震度4以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間（1分間以上）ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること。 ☐ 揺れを感じなくても津波警報が発表されたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること。 ☐ 正しい情報をラジオ、テレビ、市の巡回広報車、有線放送などを通じて入手すること（噂で行動を左右されない！）。 ☐ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報、津波注意報解除まで気をゆるめない。

計画名	計画のあらまし
船舶関係者に対する通知、研修会、市広報等による周知徹底	☐ 強い揺れ（震度4以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間（1分以上）ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外退避すること。 ☐ 揺れを感じなくても津波注意報、津波警報が発表されたときは、直ちに港外退避すること。 ☐ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手すること（噂で行動を左右されない！）。 ☐ 港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとること（時間的余裕がある場合のみ行う）。 ☐ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報、津波注意報解除まで気をゆるめない。

第2 防災知識の普及、防災教育

計画名	計画のあらまし
津波避難に関する知識の周知	☐ 強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間（1分以上）ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること。 ☐ 避難は、徒歩を原則とする。 ☐ 第一波より後続波の方が大きくなる可能性や長時間継続する可能性があること ☐ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波地震や遠地震の発生可能性があること。 ☐ 防災意識の向上（浸水域、避難場所等の位置をまちの至る所に示すなどの取組）
津波浸水想定図の活用	☐ 津波浸水想定図の沿岸地域世帯、ホテル・旅館・民宿向け配布用マップ作成、配付 ☐ 津波浸水想定図の「広報京丹後」、市HPへの掲載 ☐ 津波浸水想定図を活用した緊急避難訓練の実施 ☐ 避難訓練の実施に基づく指定緊急避難場所、避難経路の見直し
津波に係る防災教育	☐ 児童生徒等の安全を確保するため、教職員の津波に関する知識の習得 ☐ 教育施設等で児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して防災教育を実施
緊急地震速報関係	☐ 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動 ☐ 緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、震度または長周期地震動階級のいずれの基準によるものかに関わらず、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。 ☐ 普及啓発の推進 ☐ 国、公共機関、地方公共団体等は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及啓発に努めるものとする。 ☐ 緊急地震速報を取り入れた訓練 ☐ 国及び地方公共団体は、防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

第3 津波に強いまちづくり

計画名	計画のあらまし
津波に強いまちの形成	☐ 徒歩による避難を原則とした、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくり ☐ 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、出来るだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・避難ビル、避難路・避難階段などの計画的整備を行う。 ☐ まちづくりへの防災専門家の参画等 ☐ 行政関連施設、要配慮者利用施設等の浸水危険性の低い場所への整備、やむを得ず浸水地域に立地する場合の建物耐浪化や非常用発電機の設置場所の工夫等による防災拠点化
避難関連施設の整備	☐ 浸水の危険性が低く、避難後も孤立しない場所への指定緊急避難場所の整備 ☐ 津波による危険が予想される地域における津波避難ビル等の確保 ☐ 避難路・避難階段の整備、安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫

第4 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対策

計画名	計画のあらまし
津波浸水想定の設定	☐ 知事は、津波浸水想定（津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深）を設定し公表する。
津波避難計画の策定	☐ 市は、津波浸水想定を踏まえ津波避難計画を策定し、津波を想定した防災訓練を実施する。
津波災害警戒区域の指定	☐ 知事は、津波浸水想定を踏まえ、津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を津波災害警戒区域として指定する。
津波災害特別警戒区域の指定	☐ 知事は、津波災害警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域で、一定の開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定する。 ☐ 市長は、地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

第8章 交通対策及び輸送計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ）

第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても災害対策活動を迅速に実行し得ることを目標として、以下の4点を柱として、交通対策及び輸送対策の環境整備を行う。

- 1 緊急時道路輸送体制の整備
- 2 ヘリポート開設施設の指定・整備
- 3 物資供給方法の確立
- 4 関係機関・民間団体・事業所との連携強化

第2節 計画の内容

第1 緊急時道路輸送体制の整備

計画名	計画のあらまし
緊急交通路指定予定路線等の指定・整備	☐ 対象となる道路 ☐ 市内防災基幹施設間をつなぐ幹線道路 ☐ 市本庁舎、各市民局庁舎と各地域拠点施設をつなぐ幹線道路 ☐ 市外との連絡ルートとなる幹線道路 ☐ 整備のめやす ☐ 土砂崩れ、雪崩等危険区間における対策工実施 ☐ 拡幅、待避所その他道路改良 ☐ 橋梁被災等による通行困難時の迂回路整備 ☐ 新規路線（橋梁、トンネル新設を含む）整備
広域的物資等配送拠点施設の指定・整備	☐ 対象となる施設 ☐ 幹線道路とのアクセスがよい公共公益施設 ☐ 運営要員として協力を期待できる人員を抱える公的施設 ※ 第3編第1部第2章第6節「活動拠点の配置計画」参照 ☐ 整備のめやす ☐ 案内標識、進入路標識等の設置 ☐ 非常時開設、運営等要領の作成
緊急通行車両の事前届出	☐ 市有車両の事前届出 ☐ 調達予定業者所有車両の事前届出
災害時において運転者のとるべき措置の事前PRの徹底	☐ 災害時におけるマイカー利用の自粛 ☐ 災害時において交通規制が実施された場合のとるべき措置の周知徹底

※ 資料編5-4-1 緊急交通路指定予定路線一覧表（府地域防災計画所収のうち市域分）

※ 資料編5-4-2 緊急輸送道路一覧表（府指定）

※ 資料編7-5 緊急通行車両確認のための証明書等様式

第2 ヘリポート開設施設の指定・整備

計画名	計画のあらまし
専用又は臨時ヘリポートの指定	☐ 指定目的のめやす ☐ 重症患者の後方医療機関への緊急搬送 ☐ 輸血用血液、医療用資機材の緊急供給 ☐ 各種応急対策要員・資機材の緊急輸送 ☐ 道路被災等による孤立危険のある地区への輸送
その他ヘリコプターによる応急活動を想定した環境整備	☐ 庁舎、市立病院、小・中学校等防災活動拠点施設における空中からの識別のためのマーキング整備 ☐ 主要施設チェックリストの作成 ☐ ヘリポート開設のための資機材の備蓄 ☐ 予定施設周辺環境整備（車両進入路標識整備、地域団体との協力協定締結等）

第3 物資供給方法の確立

計画名	計画のあらまし
必要物資の情報収集体制の整備	☐ どこが何を求めているのかの情報を収集する仕組みを整備する。 ☐ ニーズの把握 ☐ 発災直後で被災者のニーズが把握できない段階にあっては、被災者のニーズを待たずに、当面必要とされる物資を短時間で効率的に供給する（プッシュシステム）。この供給時にニーズを把握する。 ☐ 最低限の必要物資が行き渡った後に、順次、被災者のニーズに対応した物資を供給する（プルシステム）。 ☐ 「救援要請シート」の導入検討 集落が孤立した場合、住民は、ヘリコプターからの確認ができるよう地上にシートを広げて自ら情報発信を行う。大型シートに布テープ等で集落名、けが人の数等を表示する。

計画名	計画のあらまし
必要物資の配送・供給体制の整備	☐ 必要な場所に必要な物を迅速に届ける仕組みを整備する。 ☐ 民間企業との連携体制の整備 ☐ 物流システムのノウハウを有する民間企業の協力を得ることにより、物資の管理・輸送体制を整備する。 ☐ 効率のよい物流体制の実現のために発災直後から物流専門家が現場で調整を行うことが有効である。 ☐ 物資集積所から指定避難所への配送は、地域に詳しい宅配事業者によることを検討する。 ☐ 燃料の確保体制の整備 ☐ 災害時において物資の輸送等に必要な燃料を確保するため、民間企業及び団体との協定を締結する。 ☐ 仕分け体制の整備 ☐ 必要なものが的確に出荷元に情報伝達されていないと、物資集積拠点に滞留在庫が大量に生じることになる。 ☐ 開封しないと中身がわからない等の個人からのダンボールや混載は、仕分けに人手と時間がかかり、その結果、物資集積拠点は物資で溢れているのに指定避難所には届かないことになる。必要な物資、不要な物資についての情報を明確に発信し、善意の提供等をコントロールすることが必要である。 ☐ 医薬品の仕分けのため、物資集積拠点に薬剤師を配置する。

第4 関係機関・民間団体・事業所との連携強化

計画名	計画のあらまし
緊急輸送活動に関する連携・協力体制の整備	☐ 警察署との協議に基づく緊急通行車両の事前届出の促進等 ☐ 緊急輸送活動応援協力業者・団体の把握 ☐ 緊急輸送活動業務委託予定業者・団体の把握
緊急輸送道路確保作業協力体制の整備	☐ 国、府、公団との応援協力体制の確立 ☐ 緊急輸送道路確保作業協力業者の把握 ☐ 区間の振り分け等初動対応要領の作成
航空輸送に関する協力体制の整備	☐ 府、関係業者等との協議に基づく航空輸送応援協力体制の確立 ☐ 航空輸送実施要領の作成 ☐ 航空輸送応援協力業者・団体の把握 ☐ 協力協定の締結

※ 資料編5-3 ヘリポート開設候補施設等一覧表

第9章 資材・機材等確保計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ）

第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるために必要な災害対策活動を適時適所に実行し得ることを目標として、以下の2点を重点に防災資材・機材等の点検・整備を適切に行う。

- 1 適正備蓄の推進
- 2 緊急調達体制の整備

第2節 計画の内容

第1 適正備蓄の推進

計画名	計画のあらまし
市における適正備蓄の推進	☐ 備蓄場所設置のめやす ☐ 各庁舎 ☐ 防災倉庫 ☐ 地区拠点（避難救援拠点、水防拠点等） ☐ 備蓄品目のめやす ☐ 救助・救出活動用資機材 ☐ 水防資機材 ☐ 救護用医薬品 ☐ 防疫用資機材 ☐ 給水活動用資機材 ☐ 燃料その他本部運営用資機材 （物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備） ☐ 市民の備蓄を補完するために、生命・健康維持の観点での重点備蓄品目を中心とした備蓄 ☐ 定期点検のめやす ☐ 毎年8月最終日曜日に実施する市防災訓練と併せて 1回
市民及び事業所における適正備蓄の推進	☐ 備蓄品目のめやす ☐ 初期消火活動用資機材 ☐ 救助・救出活動用資機材 ☐ 水防資機材 ☐ 救護用医薬品 ☐ 定期点検のめやす ☐ 市に準じて行う

第2 緊急調達体制の整備

計画名	計画のあらまし
大規模な災害を想定した緊急調達体制の整備	☐ 調達品目のめやす ☐ 備蓄品目の補給量確保 ☐ 平常時レンタル対応品目 ☐ 緊急調達要領の作成 ☐ 市として、一括調達すべき品目と各部局にて調達すべき品目の区別 ☐ 夜間・休日連絡担当窓口、物資集配拠点の明記 ☐ 燃料等、物資の供給について、民間企業等との協定締結による確保体制の拡大
特殊災害を想定した緊急調達体制の整備	☐ 消防本部と連携し、災害種別ごとに必要となることが想定される品目、調達先、連絡方法等について、広く調達供給先を確保

※ 資料編 3－3 市備蓄の現況

第3 人材の確保・育成

計画名	計画のあらまし
人材の確保・育成	☐ 専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成

第4 各種データの整備保全

計画名	計画のあらまし
復興の円滑化のための各種データの総合的な整備保全	☐ 戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備

第10章 応急給水用飲料水確保計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 上下水道部 ）

第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても必要な応急給水活動を適時適所に実行し得ることを目標として、以下の2点を重点に環境整備を行う。

- 1 応急給水用給水源、給水用資機材の確保
- 2 各家庭、事業所及び病院・社会福祉施設等拠点施設における飲料水備蓄等の促進

第2節 計画の内容

第1 応急給水用給水源、給水用資機材の確保

計画名	計画のあらまし
小・中学校への受水槽兼用災害時飲料用貯水槽等の整備	☐ 道路輸送が困難な場合の初期応急飲料水用給水源として、指定避難所となる小・中学校にそれぞれの地域事情に応じて、以下のような整備を進める。 ☐ プール等の貯留水活用のための濾過器備蓄 ☐ 受水槽兼用災害時飲料用貯水槽の整備 ☐ 災害対策用井戸の整備
災害時給水協力井戸の確保	☐ 市民局単位に確保 ☐ 協力井戸の対象となる施設のめやす ☐ ホテル等宿泊事業者 ☐ 酒造業者その他井戸を所有する事業所 ☐ 現に井戸を飲料用として使用する個人
応急給水用資機材等の整備	☐ 備蓄場所のめやす ☐ 上下水道部（丹後庁舎） ☐ 各浄水場 ☐ 備蓄又は調達すべき資機材等のめやす ☐ 給水車 ☐ ポリタンク、組立式給水タンク ☐ 可搬型発電機、エンジンポンプ ☐ 浄水機 ☐ 仮設給水栓 ☐ 飲料水（ペットボトル入り）

第2 各家庭、事業所及び病院・社会福祉施設等拠点施設における飲料水備蓄等の促進

計画名	計画のあらまし
各家庭、事業所における飲料水備蓄等の促進	☐ 自家用井戸の点検・保全の促進 ☐ 1人1日3リットル1週間分の備蓄促進 ☐ 風呂水の貯め置き促進 ☐ ローリングストック法の活用 ☐ アレルギー対応食や離乳食等の個人や家庭等の実情に応じた工夫
病院・社会福祉施設等拠点施設における飲料水備蓄等促進	☐ 受水槽兼用災害時飲料用貯水槽の整備促進 ☐ 各家庭、事業所に準ずる備蓄等の促進

※ 資料編6－5 応急給水用飲料水確保体制の現況

第11章 食料・生活必需品確保計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 健康長寿福祉部 ）

第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても必要な救援物資供給活動を適時適所に実行し得ることを目標として、以下の2点を重点に環境整備を行う。

大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備する。

大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮する。

- 1 市としての救援物資供給体制の整備
- 2 各家庭、事業所及び病院・社会福祉施設等拠点施設における非常時物資備蓄等の促進

第2節 計画の内容

第1 市としての救援物資供給体制の整備

計画名	計画のあらまし
小・中学校における毛布等の備蓄の推進	☐ 道路輸送が困難な場合の指定避難所開設用生活必需品として、指定避難所となる小中学校にそれぞれの地域事情に応じて、以下のような整備を進める。 ☐ 毛布、携帯用断熱シート ☐ パーティション ☐ 簡易ベッド
災害時物資供給協力事業所の確保	☐ 市民局単位に確保 ☐ 協力事業所の対象となる施設のめやす ☐ 農業協同組合、生活協同組合 ☐ ホテル等宿泊事業者 ☐ レストラン等飲食業者 ☐ 食料、生活必需品等小売販売業者
市庁舎における備蓄の推進	☐ 備蓄場所設置のめやす ☐ 健康長寿福祉部（福祉事務所） ☐ 各庁舎 ☐ 備蓄すべき物資のめやす ☐ 食料 ☐ 毛布、携帯用断熱シート ☐ その他指定避難所開設のために必要な備品類
物資の調達体制の整備	☐ 京都府総合防災情報システム及び国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用して、備蓄物資や物資輸送拠点の管理、国または府への救援物資の要請を円滑に行える体制の確立 ☐ 市内及び近隣市町村の区域内の主要業者の物資調達可能数量の把握 ☐ 調達に関する協定を締結するなど緊急的に円滑に調達のできる体制の確立

第2 各家庭、事業所及び病院・社会福祉施設等拠点施設における非常時物資備蓄等の促進

計画名	計画のあらまし
各家庭、事業所における非常時物資備蓄等の促進	☐ 1人1日2食1週間分程度の食料備蓄促進 ☐ 下着、タオル等1週間程度の必要最小限の生活必需品 ☐ 携帯トイレ、トイレトペーパーの備蓄 ☐ ローリングストック法の活用 ☐ 非常持ち出し品の準備（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）
病院・社会福祉施設等拠点施設における非常時物資備蓄等の促進	☐ 拠点施設としての機能を果たすために必要な物資等の備蓄、調達ルートの確保 ☐ 入所者、職員向け食料、生活必需品等各家庭、事業所に準ずる備蓄等の促進
家庭動物の飼料等の確保	☐ 家庭動物がいる場合、飼い主の責任として、人に迷惑をかけない平常時のしつけに加え、5日分（7日以上が望ましい）のペットフード、ペットシート等の備蓄の促進

※ 資料編3-3 市備蓄の現況

第12章 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （健康長寿福祉部）

第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者及び外国人の人的被害を最小限にとどめ、適切な救援支援対策を実施することを目標として、以下の3つを柱に必要な環境整備を行う。

- 1 福祉のまちづくり、バリアフリー化の促進
- 2 非常における要配慮者優先ルールの確立
- 3 建築物の耐震性向上による人的被害の防止（第1章第2節「建築物の震災対策計画」による。）

第2節 計画の内容

第1 福祉のまちづくり、バリアフリー化の促進

計画名	計画のあらまし
都市空間におけるバリアフリー化の推進	☐ 段差の解消、スロープの設置、レバー式ドアノブの採用等建築物のバリアフリー化 ☐ 歩道、案内標識等のバリアフリー化（表示板の多言語化等） ☐ 公共公益施設における設備のバリアフリー化
交通機関のバリアフリー化の促進	☐ ノンステップバス、リフト式バス等の導入 ☐ リフト式タクシーの導入 ☐ 駅における設備のバリアフリー化

地域ぐるみの要配慮者避難支援体制の確保	☐ 地域コミュニティの形成促進 ☐ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成と実効性の検証を踏まえた見直し、定期的な更新 ☐ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 (次に掲げる者のうち、家族以外の第三者の支援がなければ避難ができない在宅の者) ☐ 65歳以上のひとり暮らし高齢者 ☐ 要介護認定に係る要介護状態区分が要介護3以上である者 ☐ 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、障害程度等級表の1級又は2級に該当する障害を有する者 ☐ 療育手帳の交付を受けている者で、程度区分のうちA判定を受けた者 ☐ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、障害等級が1級又は2級である者 ☐ 指定難病患者又は小児慢性特定疾病児童等 ☐ 乳幼児 ☐ 妊産婦 ☐ 外国人住民のうち日本語での意思疎通が困難な者 ☐ 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者 ☐ 名簿作成に必要な個人情報の入手方法 ☐ 住民基本台帳 ☐ 身体障害者手帳交付台帳 ☐ 療育手帳交付台帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳交付台帳 ☐ 要介護・支援認定台帳 ☐ 名簿の適正管理 ☐ 名簿は市の福祉担当部局において保管する ☐ 名簿に記載する情報は、法律上守秘義務を課せられている者（避難支援体制の整備に関することを目的として使用する場合に限る）及び災害時の安否情報の確認を要する場合に、市が認めた関係機関（以下「避難支援等関係者」という。）にのみ提供する ☐ 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める ☐ 個別避難計画の作成 ☐ 福祉専門職、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民、NPO等の避難支援に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。 ☐ 避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。 ☐ 個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、タイムライン（避難計画）又は地区防災計画等を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。 ☐ 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 ☐ 避難支援等関係者による安否確認、避難支援体制 ☐ ハザードマップ等を用いて、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害リスクが高い区域に住む避難行動要支援者を洗い出して、優先的に避難支援することとし、その情報を防災担当部局と福祉部局等の間で共有する。 ☐ 避難支援等関係者（区、自主防災組織、民生児童委員、社会福祉協議
----------------------------	--

計画名	計画のあらまし
	会、消防団、警察署及び避難支援者その他の避難支援等の実施に携わる関係者）との連携体制を確保、災害時に迅速に避難できるよう地域住民との交流促進 ☐ 名簿の適正管理 ☐ 名簿は市の福祉担当部局において保管する ☐ 名簿に記載する情報は、法律上守秘義務を課せられている者（避難支援体制の整備に関することを目的として使用する場合に限り）及び災害時の安否情報の確認を要する場合に、市が認めた関係機関（以下「避難支援等関係者」という。）にのみ提供する ☐ 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める ☐ 避難支援等関係者による安否確認、避難支援体制 ☐ ハザードマップ等を用いて、土砂災害警戒区域等の災害リスクが高い区域に住む避難行動要支援者を洗い出して、優先的に避難支援することとし、その情報を防災担当部局と福祉部局等間で共有する。 ☐ 避難支援等関係者（区、自主防災組織、民生児童委員、社会福祉協議会、消防団、警察署及び避難支援者その他の避難支援等の実施に携わる関係者）との連携体制を確保、災害時に迅速に避難できるよう地域住民との交流促進 ☐ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難行動要支援者の同意が無くても避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を避難支援等関係者に提供 ☐ 平時において、災害に備え、本人の同意を要することなく提供（提供拒否者を除く） ☐ 避難行動要支援者本人による自宅の災害リスクの確認 ☐ 避難支援等関係者に対する必要な情報の提供等必要な配慮をするとともに、社会福祉事業者も含め、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する避難行動の呼びかけなど情報伝達体制の整備 ☐ 情報伝達体制の整備 ☐ 避難支援・安否確認体制の整備（支援者の安全確保にも留意） ☐ 避難訓練の実施

第2 非常における要配慮者優先ルールの確立

計画名	計画のあらまし
「福祉避難所」（要配慮者優先避難所及び要配慮者専用避難所）の指定・整備	※ 第1章第8節「社会福祉施設防災計画」参照
要配慮者の避難生活の支援	☐ ユニバーサルデザインにするための取組 ☐ 要配慮者の避難スペース ☐ 要配慮者のニーズに対応できる福祉避難コーナーの設置 ☐ 要配慮者に適切に対応できる人材の確保
市民及び職員に対する要配慮者優先ルールの徹底	☐ 要配慮者の障がいのあり様に応じた配慮事項の周知 ☐ 災害時救援対策等実施上の要配慮者優先ルールの徹底

計画名	計画のあらまし
外国人に対する支援	☐ 市広報媒体への外国語による防災啓発記事の掲載 ☐ 外国語の防災啓発パンフレットの作成・配布 ☐ 外国人向け防災教育、防災訓練の実施 ☐ 通訳、翻訳ボランティアの事前登録 ☐ 外国人雇用者の多い企業・事業所等の連携・協力体制の確保

第13章 廃棄物処理等に係る防災体制の整備

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 市民環境部 ）

第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても一般廃棄物、遺体処理施設の被害を最小限にとどめ、必要なごみ・し尿・がれき処理対策並びに遺体処理を適時適所に実行し得ることを目標として、以下の3つを柱に必要な環境整備を行う。

- 1 一般廃棄物等処理施設・設備の安全化
- 2 ごみ・し尿・がれき処理体制の整備
- 3 遺体処理体制の整備

第2節 計画の内容

第1 一般廃棄物等処理施設・設備の安全化

計画名	計画のあらまし
各廃棄物処理施設の施設・設備の安全化	☐ 建物耐震化、不燃堅牢化 ☐ 非常用自家発電設備等の整備 ☐ 断水時の機器冷却水等用水源の多角的確保 ☐ 浸水防災対策工事又は土のう、排水ポンプ等の備蓄
各衛生センターの施設・設備の安全化	☐ 建物耐震化、不燃堅牢化 ☐ 非常用自家発電設備等の整備 ☐ 断水時の用水源の多角的確保 ☐ 浸水防災対策工事又は土のう、排水ポンプ等の備蓄

第2 ごみ・し尿・がれき処理体制の整備

計画名	計画のあらまし
大規模災害時想定ごみ・し尿・がれき処理計画の策定	☐ 処理必要量の想定 ☐ 仮置場、臨時収集場所用地候補の選定 ☐ 収集体制の想定 ☐ 中間、最終処理体制の想定 ☐ 片付けごみなどの収集運搬体制の確保
設備補修用資機材、仮設トイレ等の備蓄	☐ 設備補修用資機材の備蓄 ☐ 仮設トイレの備蓄 ☐ 仮設トイレ管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄
近隣市町、民間事業者等との応援・協力体制の整備	☐ 相互応援協定の締結及び非常時要領の作成（近隣市町）、広域処理体制の確立 ☐ 補修用資機材、仮設トイレ（管理に必要な薬剤含む。）等の緊急調達体制の確保 ☐ その他協力協定の締結（収集処理業者、土木業者、運送事業者等）
資源ごみ・有害ごみ・危険ごみ等の分別等に関する住民・事業所向け事前広報の徹底	☐ 被害甚大地域優先収集原則の周知 ☐ 資源ごみ分別の周知 ☐ 有害ごみ・危険ごみ等分別の周知 ☐ がれきの自己搬入原則の周知

第3 遺体処理体制の整備

計画名	計画のあらまし
火葬場の整備	☐ 建物耐震化、不燃堅牢化 ☐ 非常用自家発電設備等の整備 ☐ 断水時の機器冷却水等用水源の多角的確保
近隣市町、民間事業者等との応援・協力体制整備	☐ 相互応援協定の締結及び非常時要領の作成（近隣市町） ☐ その他協力協定の締結（葬祭業者等）

※ 資料編6-4-3 ごみ・し尿等処理体制の現況

第14章 文化財災害予防計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 教育委員会 ）

第2 基本方針

市内に存する文化財は貴重な国民的財産であり、永く後世に伝え、保存継承するため、消防設備の設置、耐震補強等万一の災害時にも被害を最小限にとどめるよう必要な予防施策の推進に努める。

第2節 計画の内容

計画名	計画のあらまし
建造物災害予防対策	☐ 各種法定防災設備未設置文化財への設置指導 ☐ 既設防災設備の日常的点検及び不良箇所の修理等指導、助言 ☐ 必要な場合の自動火災報知設備、消火設備、避雷針等の設置促進 ☐ 必要な場合の耐震補強、免震対策等の促進
美術工芸品災害予防対策	☐ 耐火、耐震収蔵庫、保管庫への保存・保管の指導 ☐ 建造物防災に準じた措置
史跡、名勝、天然記念物災害予防対策	☐ 指定地域の保全 ☐ 建造物防災に準じた措置
その他文化財保護対策の推進	☐ 文化財所有者又は管理団体等に対して、「文化財所有者のための防災マニュアル」（京都府）の周知を図り、防災組織の活用、災害時における防災方法等防災措置の指導徹底 ☐ 災害時における文化財の避難搬出計画の作成に関する指導、助言 ☐ 文化財防火デー等における防災訓練実施に関する指導、助言 ☐ 消防本部・署、消防団をはじめ文化財防災関係機関の相互協力、連絡体制の確立

※ 資料編 1－8 指定文化財一覧

第15章 防災訓練・調査計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ）

第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるために必要な災害対策活動を適時適所に実行し得ることを目標として、以下の3つを柱に実践的な防災訓練の実施、防災に関する調査・研究を進める。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

防災訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努める。

- 1 総合防災訓練の実施
- 2 個別訓練の実施
- 3 防災に関する調査・研究

第2節 計画の内容

第1 総合防災訓練の実施

計画名	計画のあらまし
府が行う総合防災訓練への参加	☐ 他市町村で実施される府主催総合防災訓練への職員・消防団員等派遣 ☐ 府主催総合防災訓練の誘致
市としての総合防災訓練の実施	☐ 災害種別ごとの訓練設定、複合災害を想定した訓練 （訓練項目は府地域防災計画による） ☐ 図上演習の実施 （災害対策基幹職員の研修、各課・各機関との連携習熟）

第2 個別訓練の実施

計画名	計画のあらまし
地区防災訓練等の実施	☐ 市民局（支部）を単位とした防災訓練 ☐ 地区を単位とした防災訓練 ☐ 自主防災組織、自衛消防組織、福祉関係施設相互の連携 （訓練項目は府地域防災計画による）
職員非常参集訓練の実施	☐ 全職員参加による非常参集訓練 ☐ 本部・支部初動対応要員（緊急時指定職員含む。）を中心とした非常参集訓練
各部課による個別対策項目訓練の実施	☐ 各対策項目実施要領習熟のための訓練 ☐ 各対策項目実施要領点検・修正のための訓練 （訓練項目は府地域防災計画による）

第3 防災に関する調査・研究

計画名	計画のあらまし
防災に関する調査・研究	☐ 府が行う防災計画基本調査の活用 ☐ 市内災害危険箇所に関する調査、資料の収集・活用 ☐ 災害予知・予測等に関する研究成果の収集・活用 ☐ 他市町村が経験した災害事例に関する資料収集・活用 ☐ 災害対策基本法想定外の事象事例に関する資料収集・活用

第16章 市民の防災活動の促進

第1節 防災知識と地震時の心得の普及

第1 計画の方針

1 とりまとめ責任担当部 (総務部)

2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるために必要な災害対策活動を適時適所に実行し得ることを目標として、以下の5つを大きな柱として防災思想・防災知識の普及を行う。また、男女共同参画の視点による指定避難所運営に活用できるガイド等を策定し、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

(1)職員に対する防災研修

(2)防災リーダーの養成等

(3)一般住民に対する啓発

(4)学校における防災教育

(5)事業所・従業員に対する啓発と防災教育

第2 計画の内容

計画名	計画のあらまし
防災リーダーの養成等	☐ 地域における防災の担い手として活動する防災リーダーを育成するため、その組織に対応した講座を実施する。 ☐ 自主防災組織や自治会の役員等を対象に、防災知識の普及と地域の防災力の向上を目的として「地域防災リーダー研修会」を開催する。 ☐ 防災士の養成促進
住民に対する防災知識の普及方法	☐ 市職員まちづくり出前講座による普及 ☐ 社会教育等を通じての普及 ☐ 社会教育施設における学級・講座等を通じての普及 ☐ PTA、青少年団体、女性団体等社会教育関係団体の会合、各種講演会及び集会等を通じての普及 ☐ その他の関係団体の諸活動を通じての普及 ☐ 広報媒体等による普及 ☐ 「広報京丹後」による普及（市地域防災計画、災害要警戒期に重点を置いた防災に関する記事等の掲載） ☐ ホームページによる普及（市地域防災計画、災害履歴等防災情報サイトの開設） ☐ 市公式F a c e b o o k、市公式L I N Eによる普及（防災関連情報） ☐ 防災行政無線、市ケーブルテレビ（データ放送）、FMたんご等による普及 ☐ その他印刷物による普及 ☐ 図書館（室）等における市地域防災計画、防災関係図書・資料の充実

計画名	計画のあらまし
住民の防災意識向上のための普及啓発の内容	□地震に関する一般的知識 □日常普段の減災に向け取組 □住宅、屋内の整理点検 □火災の防止 □非常食糧、非常持出品の準備 □避難地、避難場所、避難路等の確認 □市地震・津波ハザードマップや市洪水・土砂災害ハザードマップ、府マルチハザード情報提供システムを活用した災害危険箇所の把握 □応急救護 □物資の備蓄、耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等安全への投資 □地震発生時の心得 □場所別、状況別 □出火防止及び初期消火 □避難の心得 □「災害用伝言ダイヤル(171)」、災害用伝言板サービスなど安否情報伝達手段の確保 □自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加 □自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力 □災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力 □災害に便乗した詐欺メール等の誤った情報に注意し、情報の正確性について確認すること □津波発生時の心得 □生徒全員が無事避難した釜石市の鵜住居小学校、釜石東中学校の事例 □津波の正確な知識 □津波避難方法等 □津波浸水想定図を介在させた住民と行政との協働による点検・話し合い □津波浸水想定図の記載の仕方や住民への周知方法の検討（指定避難所への想定を超える大津波襲来による死亡事例を踏まえた対応） □日頃から津波襲来時における避難方法などを家族や地域と確認しておき、いざ津波が襲来してきたときは、どのような状況にあっても一目散に高台等に避難する、いわゆる「津波てんでんこ」の意識を徹底する。 □地震保険、火災保険の加入の必要性 □緊急地震速報、5段階の警戒レベルの普及啓発
要配慮者等に関する防災PRの推進	□要配慮者等向け防災パンフレット等の作成・配布 □要配慮者等の安全確保支援のためのPR

計画名	計画のあらまし
防災イベントの開催	☐ 「1月17日防災とボランティアの日」 ☐ 「3月7日丹後震災の日」 ☐ 「9月1日防災の日」 ☐ 「11月5日津波防災の日」 ☐ 各種団体等と連携した防災イベントの開催
学校、保育所・認定こども園における体系的な防災教育の推進、教材の充実	☐ 小学校、中学校、高校での災害への対応能力育成のための防災教育の充実 ☐ 震災及び津波に関する基礎知識 ☐ 風水害の基礎知識 ☐ 災害時の心構え ☐ ボランティアへの参加促進 ☐ すべての小・中学校においては、地域特有の防災課題に応じた避難訓練と合わせて実践的な防災教育の実施 ☐ 保育所・認定こども園における防災教育 ☐ 震災及び津波に関する基礎知識 ☐ 風水害の基礎知識 ☐ 教職員の災害への対応能力向上 ☐ 研修会の実施 ☐ 応急手当等の技能向上
職員向け防災教育の推進	☐ 市地域防災計画、職員災害初動マニュアルの周知徹底 ☐ 市、学校職員防災研修の実施
事業所・従業員向け啓発・防災教育の推進	☐ 市地域防災計画の周知徹底（地域における継続計画としての認識の普及） ☐ 事業所・従業員向け啓発・防災研修の実施 ☐ 事業所向け防災ハンドブックの作成 （特にホテル等宿泊、観光事業者、福祉関係事業者） ☐ 事業継続計画策定に向けた支援
災害時の協力事項の啓発	☐ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加 ☐ 自らの被害が軽微であった場合、生活物資等の提供等の協力 ☐ 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力
史実の継承	☐ 郷土の災害史や生活に密着した災害の体験談、避難行動の成功事例などを様々な媒体で継承し、防災教育に役立てる。

第2節 自主防災組織の整備と指導

第1 計画の方針

1 とりまとめ責任担当部（総務部）

2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるために必要な災害対策活動を適時適所に実行し得ることを目標として、以下の2点を重点に自主防災組織の育成を行う。

消防団と自主防災組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

(1) 自主防災組織の結成促進・強化

(2) 地域における相互協力体制の確立

第2 計画の内容

1 自主防災組織の結成促進・強化

計画名	計画のあらまし
地域住民自主防災組織の整備	☐ 区を単位とした組織化促進 ☐ 防災資機材の整備助成 ☐ 地区防災計画作成、防災訓練実施のための支援 ☐ 女性等多様な視点に配慮したリーダーの育成・確保
事業所自主防災組織の整備	☐ 自衛消防組織の充実（消防計画、事業所防災計画作成、防災訓練実施のための指導強化） ☐ 事業所自主防災組織の結成促進 ☐ 総合防災訓練への参加の呼びかけや啓発事業の実施、情報提供等

2 地域における相互協力体制の確立

計画名	計画のあらまし
自主防災組織の具体的活動	自主防災組織は、防災関係機関と協力し、次の事項を実施する。 【平常時】 ☐ 防災知識や防災情報の入手方法の普及・啓発、地域の災害危険箇所の把握及びマップ化、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、避難経路・避難情報の伝達・誘導方法・避難時の携行物資の検討、防災訓練の実施、防災機関・本部・各活動班・各世帯の体系的連絡方法、地域の消防団員や民生児童委員等と連携した協力体制の整備、火気使用設備器具等の点検、防災資機材の備蓄と整備点検等 ☐ 参加型・体験型の実践的な防災活動を実施することにより、市民が災害を「我がこと」として捉えるよう努める。 【災害発生時】 ☐ 災害情報の収集、住民への迅速な情報伝達及び安否の確認、出火防止と初期消火、避難誘導、避難所開設・運営、被災住民の救出・救護、給食・給水等
地区防災計画作成	☐ 自発的な防災活動に関する計画の作成 ☐ 共同して防災訓練の実施 ☐ 物資等の備蓄 ☐ 高齢者等の避難支援体制の構築 ☐ 地区防災計画作成における関係部局、市民局、各機関の連携の強化 ☐ 地区防災計画の素案として京丹後市防災会議に提案
自主防災組織相互の連携促進	☐ 支部を単位とした区自主防災組織の連携 ☐ 支部間区自主防災組織の連携 ☐ 市外自主防災組織との交流促進

計画名	計画のあらまし
要配慮者利用施設と地域内自主防災組織との交流促進	☐ 区自主防災組織、福祉関係施設との交流促進 ☐ 事業所自衛消防組織、福祉関係施設との交流促進

第3節 学校における防災教育

第1 とりまとめ責任担当部 （ 教育委員会 ）

第2 計画の内容

第1節「防災知識と地震時の心得の普及」により行う。

第17章 企業等防災対策促進計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 商工観光部 ）

第2 基本方針

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、この地域防災計画を地域での継続計画として捉え、その内容について理解するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し等を行うとともに、燃料・電力等重要なライフラインからの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等、災害時に事業を継続するための態勢を整えるなど、防災活動の推進に努める。

第2節 計画の内容

第1 企業における防災対策

計画名	計画のあらまし
事業所等における防災対策の推進	☐ 各事業所における防災体制の整備 ☐ 防災訓練の実施 ☐ 災害時行動マニュアルの作成 ☐ 事業継続計画の策定
府、市、商工会の連携	☐ 事業継続力強化計画の作成支援
多数の者が出入りし利用する施設、危険物等を製造保管する施設、多人数が従事する工場、事業所における防災対策の推進	【対象施設】 ア 中高層建築物、劇場、百貨店、学校、旅館、病院等多数の者が利用又は出入りする施設 イ 危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等を製造、保管及び取り扱う施設 ウ 多人数が従事する工場、事務所等で、自主的に防災組織を設け災害防止にあたる効果が効果的であると認められる施設 エ 複合用途施設（利用（入居）事業所が共同である施設） オ 自衛消防組織等の取組が事業者や地域の防災に貢献するものと考えられる施設 ☐ 自衛消防組織等の編成 ☐ 消防計画の作成 ☐ 災害時行動マニュアルの作成 ☐ 定期的な防災訓練の実施
事業所等における備蓄	☐ 従業員等に必要な食料、飲料水、毛布等の防寒用具等の備蓄に努める。 ☐ 多数の者が利用又は出入りする施設においては、来訪者で帰宅困難になる者のために必要となる物資備蓄の検討

計画名	計画のあらまし
災害時における出勤抑制	従業員等に不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。 □テレワークの実施 □時差出勤 □計画的休業
災害時の企業等の事業継続	□事業継続計画の策定 企業等は、被災しても重要事業を中断させず、中断しても可能な限り短期間で再開させ、中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るため、「事業継続計画」を策定・運用し、継続的に改善するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。 なお、「事業継続計画」の策定にあたっては、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献、地域との共生に配慮するとともに、「事業継続計画策定・運用促進方策に関する検討会」（内閣府）が示した「事業継続ガイドライン」、「京都BCP推進会議」（京都府防災会議）が示した「事業継続計画モデルプラン（入門編）」等を参考として、計画策定に努めるものとする。 □事業継続計画の普及啓発 市及び府は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画策定支援及び事業継続マネジメント構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる条件整備に取り組むものとする。また、国や関係団体等と連携し、事業継続計画策定に関するセミナーの開催等を行い、企業等の事業継続計画の普及啓発に努める。 □京都BCPの普及、行動指針に基づく取組推進 ※ 京都BCPの趣旨 京都BCPは、大規模広域災害等の危機事象発生時において、企業等が早期に立ち直ることが、地域社会全体の活力の維持・向上につながるという観点から、事業継続計画（BCP）の考え方を「京都」全体に適用し、地域全体で連携した対応により「京都の活力」を維持・向上させる新たな防災の取組である。そのため、企業等のBCP策定支援と連携型BCPの取組を車の両輪として、地域全体で連携した対応により「京都」の活力を守るための取組を実施し、地域の総合的な防災力の向上に寄与することを目指す。 ※ 京都BCP行動指針 府は、京都BCPの取組を促進するため、関係団体等がとるべき行動の指針（京都BCP行動指針）を作成し、関係団体等と連携して、その周知を図るとともに、京都BCP推進会議において取組内容を推進する

計画名	計画のあらまし
	ものとする。 また、BCP策定企業の実態調査の実施、セミナー・意見交換会の実施、経済団体との連携強化、地元金融機関意見交換会・ライフライン連絡会の定期開催による情報共有体制や相互応援・連携体制の確立、図上訓練の実施、特定の地域等における連携型BCPの実践など、京都BCPの取組を推進するものとする。

第18章 ボランティアの登録・支援等計画

第1節 一般ボランティアの登録・支援等計画

第1 計画の方針

1 とりまとめ責任担当部 (健康長寿福祉部)

2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても適時適所に一般ボランティア受入れを行い得ることを目標として、災害ボランティアセンターを設置し、以下の2つを柱に体制の整備を行う。

(1) ボランティアセンター本部・支部設置体制の整備

(2) ボランティア活動に関するPR

第2 計画の内容

1 ボランティアセンター本部・支部設置体制の整備

計画名	計画のあらまし
市社会福祉協議会等との災害ボランティア支援協定の締結	☐ ボランティアセンター本部・支部設置要領の作成 ☐ ボランティアコーディネーターの育成・確保 ☐ 日赤奉仕団、市内外ボランティア団体との連携 ☐ 本部・支部設置予定スペースにおける非常用設備強化(電源、電話差込口、パーティション、ホワイトボード等)
ボランティア活動支援体制の整備	☐ 関係各部・市民局、各機関との総合調整 ☐ 市社会福祉協議会活動支援 ☐ ボランティア保険の加入促進
ボランティア登録の推進	☐ 福祉関係ボランティア(手話通訳、点字通訳、介護職等) ☐ 医療・保健関係ボランティア(保健師、看護師、栄養士等) ☐ 文化サークルによるボランティア ☐ 地域団体・業種団体によるボランティア
NPO・ボランティアとの連携	☐ 地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援 ☐ リーダーの育成 ☐ NPO・ボランティア等と協力し、発災時の災害ボランティアとの連携
防災訓練へのボランティア参加の推進	☐ 府主催総合防災訓練への関係ボランティア参加支援 ☐ 市が実施する各種防災訓練へのボランティア参加推進

2 ボランティア活動に関するPR

計画名	計画のあらまし
ボランティア意識の普及・PR	☐ ボランティアに関する相談、情報提供窓口の設置 ☐ ボランティアに関する各種研修、講座等の開催
除雪ボランティア活動の促進	☐ 高齢者世帯、障がい者世帯、母子世帯等自力での除雪が困難な世帯に対する支援の組織化

第2節 専門ボランティアの登録・支援等計画

第1 計画の方針

- 1 とりまとめ責任担当部 (総務部)
- 2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても適時適所に専門ボランティア受入れを行い得るよう必要な整備を行う。

第2 計画の内容

計画名	計画のあらまし
各種専門ボランティアとの連携促進	☐ 関係各部・市民局、各機関との総合調整 ☐ 事業所、業種別団体との協力体制の確保
各種専門ボランティア受入れ要領の整備	☐ 関係各部・市民局、各機関との総合調整 ☐ 被災建築物応急危険度判定士 ☐ 被災宅地危険度判定士 ☐ 砂防ボランティア（府土木事務所OB等を中心に組織） ☐ 防災エキスパート（国土交通省OBを中心に組織） ☐ 福祉関係専門ボランティア ☐ その他各部が担当する専門分野ごとのボランティア

第19章 行政機能維持対策計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (総務部)

第2 基本方針

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

- 1 業務継続性の確保
- 2 防災中枢機能等の確保、充実
- 3 各種データの整備保全

第2節 計画の内容

第1 業務継続性の確保

計画名	計画のあらまし
業務継続性の確保	☐ 首長不在時の明確な代行順位及び職員の代行順位 ☐ 非常時優先業務を遂行するための業務継続計画の策定 ☐ 迅速かつ円滑な災害応急対策の実施のための取組 ☐ 平常時における優先すべき業務の絞り込み ☐ 優先業務を遂行するための役割分担及び全庁体制の構築 ☐ 必要な資源の継続的な確保 ☐ 定期的な教育・訓練・点検等の実施による経験の蓄積 ☐ 状況の変化に応じた体制の見直し及び計画の改訂

第2 防災中枢機能等の確保、充実

計画名	計画のあらまし
防災中枢機能を果たす施設整備	☐ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 ☐ 設備の充実及び災害に対する安全性の確保 ☐ 代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備 ☐ 食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備 ☐ 通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保 ☐ 災害情報の一元化及び共有化による災害対策本部機能の充実・強化

第3 各種データの整備保全

計画名	計画のあらまし
データの整備保全	☐ 各種データの整備保存 ☐ 各種データのバックアップ体制の整備

第20章 広域応援体制の整備

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ）

第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるために必要な災害対策活動を適時適所に実行し得ることを目標として、以下の5点を重点に広域応援体制の整備を行う。

なお、人的支援の実施においては、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するよう努めるものとする。

- 1 近隣市町等との相互協力体制の整備
- 2 広域大災害に備えた相互協力体制の整備
- 3 広域応援受入れのための拠点の整備
- 4 応援受入れのためのソフト環境整備
- 5 民間関係団体等との協力体制の整備

第2節 計画の内容

第1 近隣市町等との相互協力体制の整備

計画名	計画のあらまし
府内近隣市町との連携	☐ 物資・人員等の相互応援（大規模地震発生初期における自区内居住他自治体職員に関する相互交換配置を含む） ☐ 災害時における通勤・通学者の「安否確認情報」の相互交換 ☐ 津波警戒監視情報、地震情報、気象情報、河川情報等の相互交換 ☐ 河川・海岸における総合的治水対策、津波、流出油防除対策等予防施策に関する協力の推進 ☐ 「府版市町村災害時応急対応業務標準マニュアル」及び「府災害時応急対応業務マニュアル」により、市及び府の役割分担を明確にし、速やかな状況把握、協働を可能とすることによって府からの受援、市町村の相互応援を円滑に行う応援、受援体制を整備する。
府外隣接市町村等との連携	☐ 国道 178 号、482 号沿線市町村に関する上記に準ずる連携

第2 広域大災害に備えた相互協力体制の整備

計画名	計画のあらまし
同時被災しない自治体との連携	☐ 広域災害を想定し近隣市町も被災した場合に備える相互応援協定

第3 広域的応援受入れのための拠点の整備

計画名	計画のあらまし
広域的物資等配送拠点施設の指定・整備	☐ 対象となる施設 ☐ 幹線道路とのアクセスがよい公共公益施設 ☐ 運営要員として協力を期待できる人員を抱える公的施設 ※ 第3編第1部第2章第6節「活動拠点の配置計画」参照 ☐ 整備のめやす ☐ 案内標識、進入路標識等の設置 ☐ 非常時開設、運営等要領の作成

第4 応援受入れのためのソフト環境整備

計画名	計画のあらまし
相互応援協定締結市町の拡大	☐ 国道178号、482号沿線府外市町村との締結 ☐ 各種テーマ国内交流市町村との締結
応援要請及び受入れ要領の整備	☐ ケース別関係機関・自衛隊受援要領の整備 ☐ ケース別他自治体受援要領の整備 ☐ 協定自治体等との平常時からの相互交流 災害時の円滑な応援要請、受入・受援のために、平常時から相互に交流を深めておく。
各種専門ボランティア受入れ要領の整備	※ 第18章第2節「専門ボランティアの登録・支援等計画」参照

第5 民間関係団体等との協力体制の整備

計画名	計画のあらまし
多種多様な団体との災害時応援協定の締結推進	☐ 災害時等において事業所や業界団体との協力体制を確立するため、事業所等との間で協定を締結する。 ☐ 事業所に対しては、地域貢献が可能な分野をあらかじめ公開するなど自主的な協力体制を構築するよう求める。

第21章 市災害対策本部機能の喪失又は著しい低下等への対応整備

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (総務部)

第2 基本方針

災害対応は、基礎自治体が機能することが前提である。ところが、東日本大震災のような大災害の場合、市災害対策本部機能の喪失又は著しい低下が懸念される。そこで、ハード・ソフトの両面からの対策を講じて災害対応を行う拠点を失わないようにする。

- 1 災害対策本部等の機能確保 (ハード対策)
- 2 災害対策本部等の機能確保 (ソフト対策)

第2節 計画の内容

第1 災害対策本部等の機能確保(ハード対策)

計画名	計画のあらまし
立地場所、耐震性、通信基盤の点検・見直し	□市役所（各庁舎も含む）が地震や津波で破壊されることがないように立地場所、耐震性、通信基盤の点検・見直しを行う。
代替施設の確保	□災害対策本部等の代替施設を確保する（耐震性、標高を確認）。 □代替施設が使用不可の場合の候補施設を選定する（耐震性、標高を確認）。 □移転の判断や代替施設の決定手続き、移転手段の確保に必要な手順等について事前に定めておく。
電源・機材の確保体制の点検・見直し	□電源の確保体制の点検・見直しを行う（非常用電源の設置場所、稼働持続時間、燃料の確保体制を確認）。 □機材の確保体制の点検・見直しを行う。

第2 災害対策本部等の機能確保(ソフト対策)

計画名	計画のあらまし
防災施設、職員の被災を想定した業務継続計画（BCP）の作成	□大規模地震が発生した際に予想される本市の通常業務及び災害対策業務の機能停止・低下を最小限に抑えるため、行政自身が被災することで人的・物的資源に制約があることを前提に、優先して遂行する通常業務と災害対策業務を効果的に実施するうえで必要な資源の準備や対応方針を定めたBCPを策定する。 □想定を超える災害に対処するために、郷村断層帯地震、山田断層帯地震のような特定の事象を想定したBCPではなく、庁舎が使用不能な場合、電気が使用不能の場合、多くの職員が業務に従事できない場合など業務資源が使用困難となった場合を想定したBCPを検討する。 □災害対応業務では、平常業務と異なる知識、専門性等が求められる。専門性、人数など質と量の両面で要員を確保するため、協定等に基づく外部自治体の応援や外部専門家の活用を検討する。具体的な受入手続き、役割・責任分担、応援要員の規模等を事前に調整しておく。 □本市単独では業務継続が困難な場合を想定し、地域や複数の自治体が連携したBCPを検討する。 □関西防災・減災プランとの整合を図り、関西広域連合による支援を活用する。

計画名	計画のあらまし
人材の育成	□多数の職員が被災し参集できない場合、少ない職員でも災害対策本部を機能させることができるよう人材を育成する。

災害対応は、市役所だけでなく消防署、市立病院（災害時地域中核病院）等が機能しなければならない。これらの施設においても、どのような災害であっても必要最低限の機能は維持できるようそれぞれの事前対策を講じる。

第22章 孤立集落への対応整備

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ）

第2 基本方針

市域において、孤立する可能性のある集落の実態を把握し、事前の対策を講じる。
 救援体制の充実を図るとともに、集落における孤立時の自立性・持続性を高める。

- 1 孤立集落と外部との通信の確保
- 2 孤立集落に係る物資供給、救助活動体制の整備
- 3 孤立に強い集落づくり

第2節 計画の内容

計画名	計画のあらまし
孤立集落と外部との通信の確保	☐ 地震の発生を前提とした通信設備の運用 ☐ 通信設備障害時におけるバックアップ体制の整備 ☐ 集落と市間の通信確保 ☐ 孤立集落への情報発信 ☐ 衛星携帯電話の配備 国の補助制度「地域防災力向上支援事業」を活用するなどして衛星携帯電話、衛星携帯電話のバッテリーを充電可能な非常用発電機をあわせて整備する。 ☐ 「救援要請シート」の導入検討 集落が孤立した場合、住民は、ヘリコプターからの確認ができるよう地上にシートを広げて自ら情報発信を行う。大型シートに布テープ等で集落名、けが人の数等を表示する。
孤立集落に係る物資供給、救助活動体制の整備	☐ 孤立集落の被災状況や住民ニーズの適切な把握 ☐ ヘリコプターの有効活用 ☐ 孤立集落における消防団員の活用 ☐ 集団避難への対応
孤立に強い集落づくり	☐ 備蓄の整備・拡充 ☐ 避難体制の強化 ☐ 住宅の耐震化 ☐ マニュアル等の整備 ☐ 地域完結型の備蓄施設と備蓄品の確保 ☐ 自主防災組織の育成

第23章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 商工観光部 ）

第2 基本方針

市は、大規模広域災害が発生し、又は発生するおそれがあり、鉄道やバスの交通機関の運行が停止した際に、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から府や近隣市町などの行政機関、輸送機関や観光協会等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。

第2節 計画の内容

計画名	計画のあらまし
観光客・帰宅困難者への啓発	☐ 二次被害の発生防止のため、発災後の混乱が落ち着くまでは「むやみに移動を開始しない」 ☐ 災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用 ☐ 徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確認 ☐ 公共機関が提供する正確な情報入手及び伝達 ☐ 帰宅できるまで、自助・共助による助けあい
事業所等への要請	☐ 施設の耐震化・事務所設備等の転倒防止・ガラスの飛散防止などの安全化 ☐ 飲料水・食料などの備蓄、一時宿泊場所の確保等 ☐ 無線LAN環境の整備など、情報収集手段の充実 ☐ 事業者等に、重大な災害が発生するおそれがある場合は、避難や一斉帰宅行動による混雑・混乱を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等の自主的な措置を講じることについて働きかける。 ☐ 事業者等に、事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等において、発災直後の一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等の施設内待機や施設内待機のための備蓄、施設の安全確保や発災時の来所者保護等に係る計画の策定に努めるよう働きかける。
観光客への支援の検討	☐ 市は府と協力し、観光客等の災害時における的確な行動について、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者等と連携し周知・広報に努める。 ☐ 災害時における観光客等の一時収容等の協力体制の検討 ☐ 多言語による情報の提供・相談受付等外国人支援体制を検討 ☐ 学生ボランティア等の活用について検討するとともに、市民に対しても、災害時に可能な範囲で外国人旅行者に災害発生を知らせ、避難行動を促す等の支援をするよう呼びかける。 ☐ 帰宅ルートや帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「帰宅困難者NAVI」の運用
帰宅支援拠点の確保	☐ 男女のニーズの違いに配慮した運営 ☐ 要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営

第24章 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ）

第2 基本方針

市の一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、市と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」の作成を推進し、地域の防災力向上に努める。

第2節 計画の内容

計画名	計画のあらまし
地区防災計画の作成推進	☐ 市地域防災計画に地区防災計画を位置付け ☐ 市内の一定地区内の住民からの提案 ☐ 市内の一定地区内に事業所を有する事業者からの提案 ☐ 防災会議で審議の上、必要があると認めた場合は、市地域防災計画に地区防災計画を規定 ☐ 地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画策定

※ 資料編2－3 地区防災計画一覧